

第9期
下仁田町高齢者福祉計画及び
下仁田町介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

下 仁 田 町

はじめに

国の総人口が減少に転じ、世界に類を見ない超高齢社会を迎える中、年齢を重ねても自身が持つ意欲や能力を生かし、社会の支え手として役割を担うとともに、仮に、支えが必要になったとしても、自分らしく生きがいを持った暮らしを続けられる社会の実現が急務となっています。



2024 年度から始まる「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」においては、第8期計画の基本理念「元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた」を継承し、継続的な施策の展開によって医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に努め、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策など、なお一層の深化と推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定懇談会の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査等を通じ、貴重なご意見をいただいた町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

下仁田町長

原 秀 男

－ 目 次 －

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 計画策定の体制	4
第5節 基本指針の見直し等	5
第2章 高齢者の現状と将来推計	6
第1節 人口と世帯の状況	6
第2節 要介護・要支援認定者の状況	11
第3節 介護保険サービスの状況	15
第4節 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査の結果概要	18
第5節 本町の課題	29
第3章 計画の基本的な考え方	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	30
第3節 施策体系	32
第4節 日常生活圏域の設定	33
第4章 自立した生活づくり	34
第1節 在宅福祉サービスの充実	34
第2節 安心して暮らせる環境づくり	37
第5章 生き生きとした健康づくり	41
第1節 保健サービスの充実	41
第2節 健康度評価事業の推進	44
第6章 介護予防の推進と支え合いの地域づくり	45
第1節 介護予防・日常生活支援総合事業	45
第2節 包括的支援事業	48
第3節 任意事業	51
第7章 介護基盤の充実したまちづくり	54
第1節 介護サービス提供基盤の整備	54
第2節 介護保険サービス見込量	55
第3節 サービス見込量を確保するための方策	78
第4節 保険料の算定	79
第5節 サービスの円滑な提供を図るための事業	82
第8章 生きがいのある福祉のまちづくり	84
第1節 生きがいづくりの推進	84

第2節 仲間づくりの推進	84
第9章 計画を推進するための体制づくり	85
第1節 庁内体制の充実	85
第2節 相談窓口サービスの充実	85
第3節 計画の達成状況の点検および評価	85
資料編	87
1 計画策定の経緯	88
2 下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画策定懇談会 設置要綱	89

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度は創設されました。創設から23年が経過し、本町における介護保険サービス利用者も340人を超え（令和5年4月利用分）、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な役割を果たしています。

こうした中で、令和7年（2025年）には全ての団塊世代が75歳以上に、令和22年（2040年）には90歳以上となって介護ニーズの増加が見込まれるほか、団塊ジュニア世代も65歳の高齢期に到達することから、介護保険制度を中心とした高齢者の生活を支える仕組みを安定的に継続することが求められます。

そのためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、限りある社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していく必要があります。

それは、高齢者を「支援を必要とする人」として画一的に位置付けるのではなく、地域社会を「支える参加者」としてさまざまな社会参加の機会と環境をつくり、高齢者を含めた全ての世代が持てる力を出し合いともに支え合う「地域共生社会」の実現を図っていくことでもあります。

本町では、「下仁田町第5次総合計画（2017年度～2026年度）」において「人が輝き、暮らしが輝き、未来が輝くまち しもにた」を目指す将来像に掲げ、健康・福祉分野の構想「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」により各施策を推進しています。そして、その分野計画である「第8期下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」では、「元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた」を基本理念として、「地域包括ケアシステム」の深化を図り、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくりを推進してきました。

今般、この第8期計画期間が終了することから、超高齢社会にある本町の高齢者を取り巻く情勢や課題を踏まえ、「だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」をさらに推進するため「第9期下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

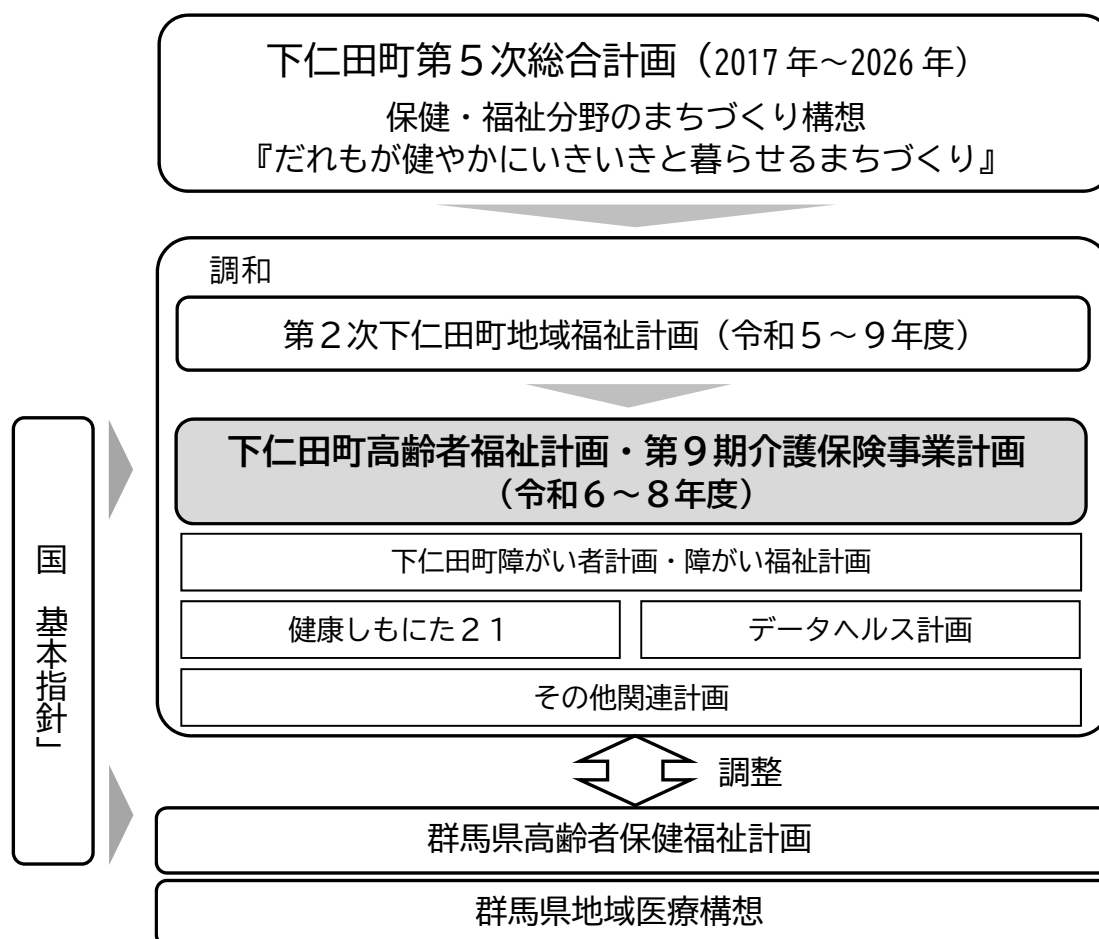
1 法的根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

2 関連計画との調和

本計画は、「群馬県高齢者保健福祉計画」及び「群馬県地域医療構想」等と調整を図り、かつ、本町の最上位計画である「下仁田町第5次総合計画」を踏まえ、福祉部門の上位計画である「下仁田町地域福祉計画」及び保健福祉分野をはじめとした関連計画との調和を図り策定したものです。

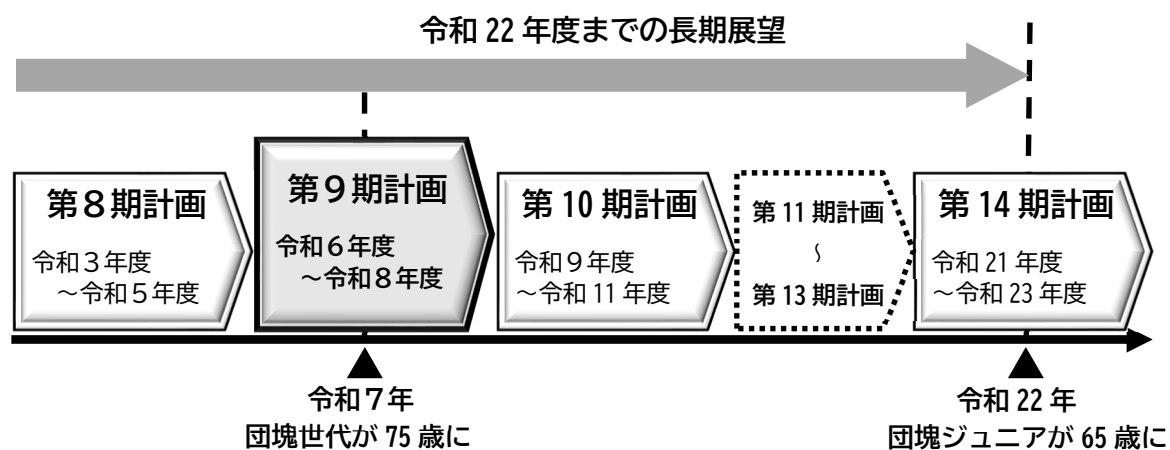
■計画の位置づけ



第3節 計画期間

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期に到達する令和 22 年度を見据えつつ、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

■計画期間



第4節 計画策定の体制

1 庁内の策定体制

庁内の策定体制については、福祉課が中心となり、関連する様々な関係部門と密接な連携をとり、計画を策定する体制を確保しました。

2 県との調整の実施

老人福祉法第20条の8第6項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、県の意見を聴くなどの調整を行いました。

3 下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定懇談会の開催

学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者で構成する「下仁田町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定懇談会」において審議しました。

4 住民の参加

住民意見等を把握し、本計画に反映するため、上記策定懇談会に被保険者代表の委員を置くとともに、広くアンケート調査及びパブリックコメントを実施しました。

第5節 基本指針の見直し等

第9期介護保険事業計画の策定においては、大きな制度変更はなく、基本指針において、見直しと記載の充実がありました。その内容は次のとおりです。

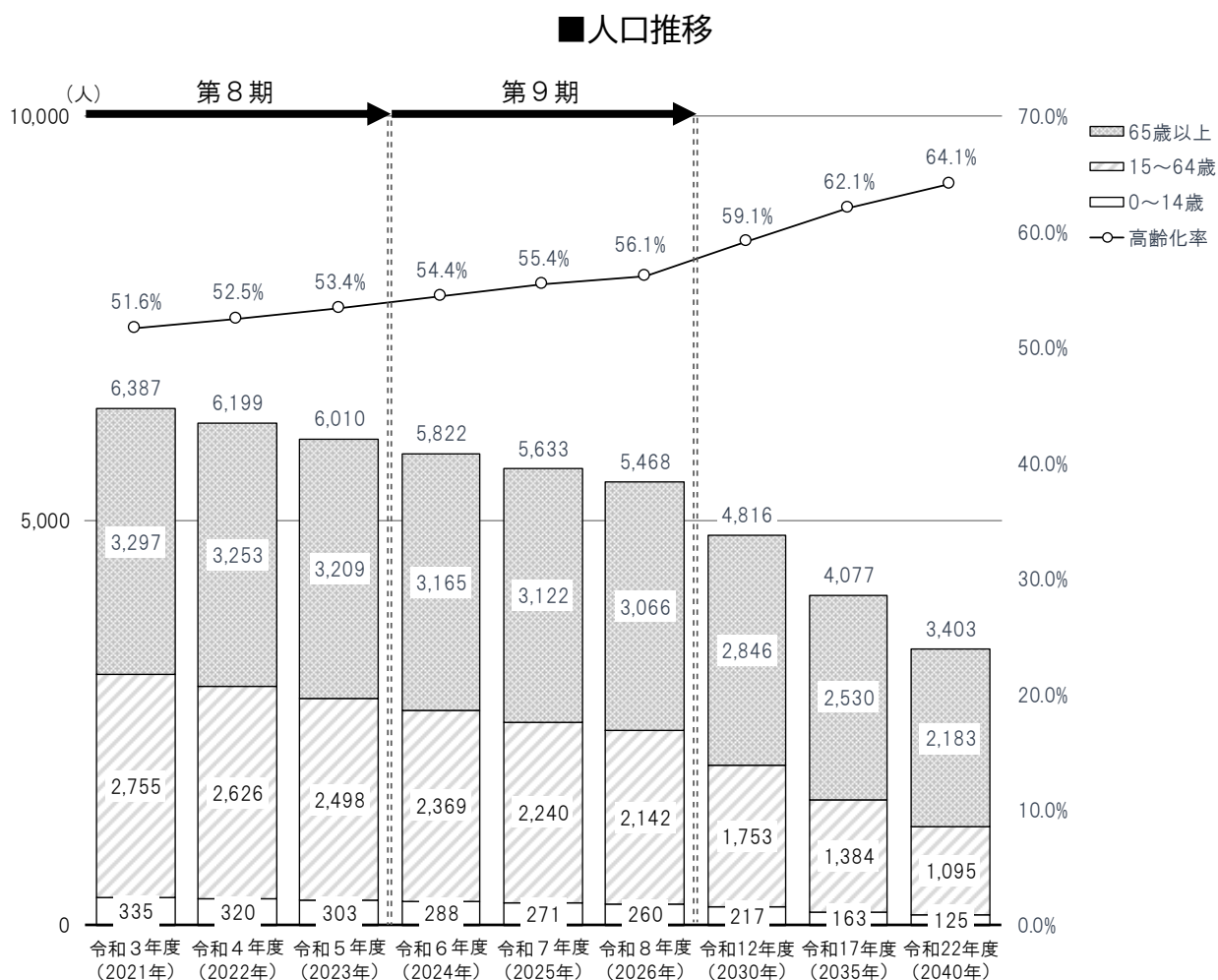
第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント
1. 介護サービス基盤の計画的な整備 ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要 ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要 ② 在宅サービスの充実 ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要 ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ① 地域共生社会の実現 ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進 ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要 ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 ③ 保険者機能の強化 ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施 ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用 ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 高齢者の現状と将来推計

第1節 人口と世帯の状況

1 人口推移

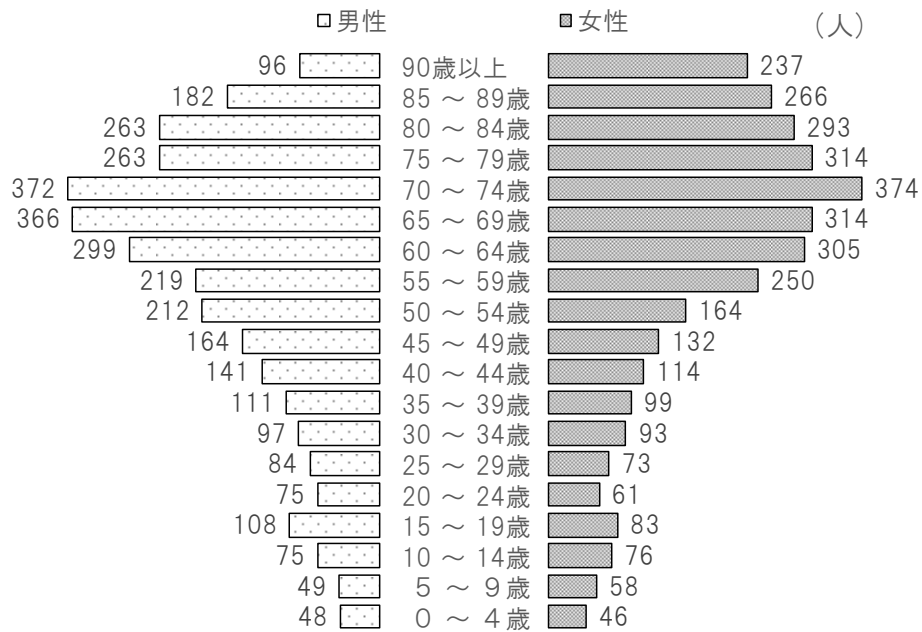
本町の総人口は減少傾向で推移し、この傾向が長期的に継続すると見込まれます。年齢3区分でみると、いずれも減少しますが、高齢者人口（65歳以上）は最も緩やかな減少であり、令和22年には高齢化率が64.1%となると見込まれます。



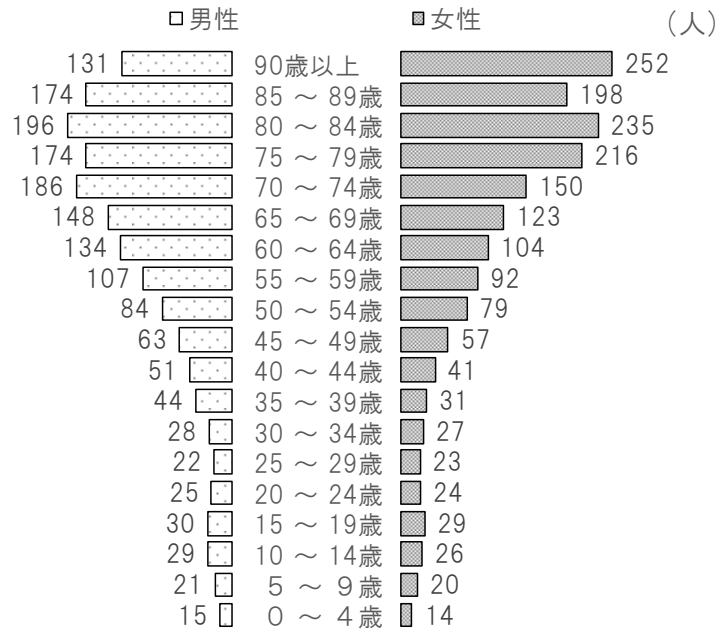
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）推計」

■人口ピラミッド

2020 年
国勢調査



2040 年
推計人口

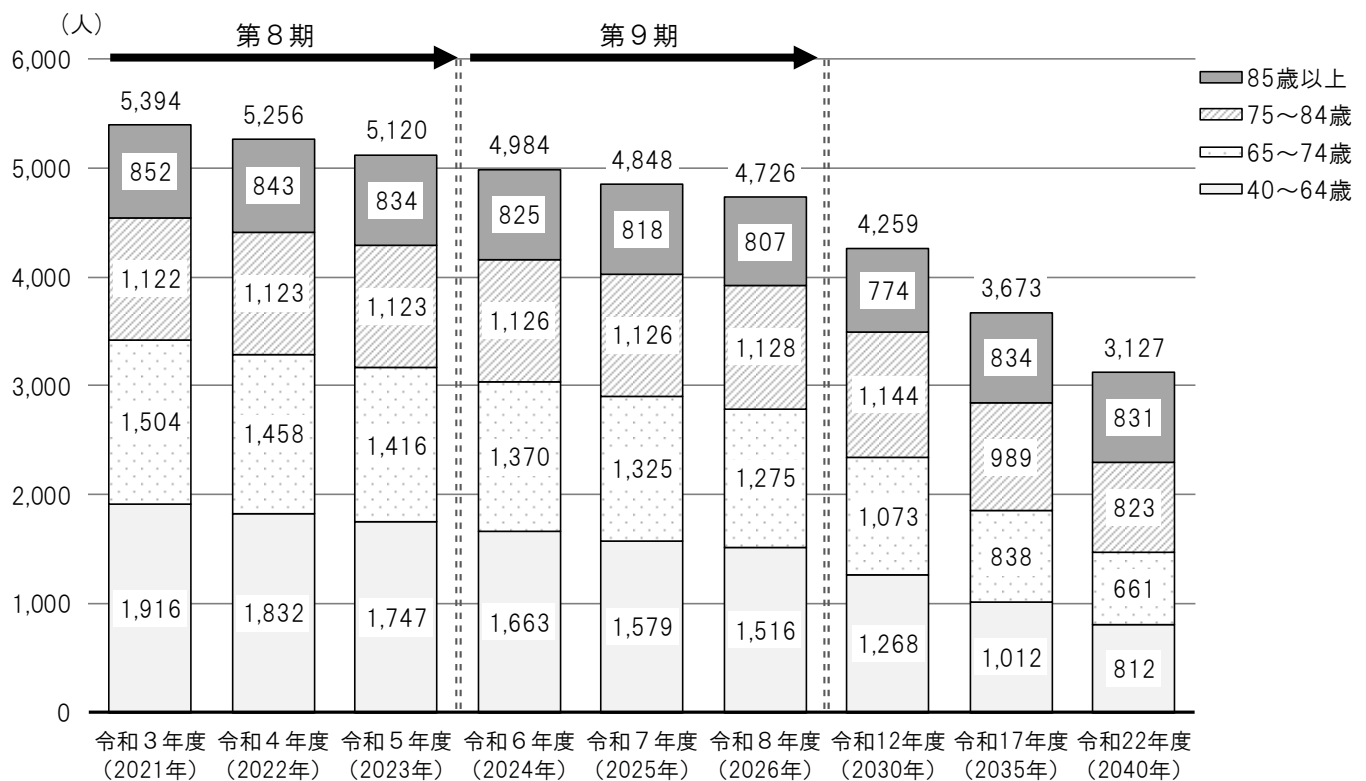


2 第1号被保険者数の推移と将来推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）推計）」による本町の推計人口をもとに、推計の基本となる国勢調査人口と第1号被保険者数との乖離（次頁参照）を性・年齢区分別に補正したものが次のグラフです。

本町の被保険者数は、近年、減少傾向で推移し、今後も短期及び中長期にわたり減少傾向で推移するものと見込まれます。ただし、年齢区分別にみると令和12年度までは75～84歳が増加した後に減少に転じる一方、85歳以上は令和12年度まで減少した後、令和17年度に増加へ転じ、再度800人台になるものと見込まれます。

■第1号被保険者数の推移と将来推計



地域包括ケア「見える化」システムにより作成。

■人口と第1号被保険者の差異

CHECK

将来推計人口を将来の第1号被保険者数として利用する場合、人口と被保険者数は定義上の差異を有することについて留意する必要があります。

<人口と第1号被保険者数>

人口(国勢調査)	第1号被保険者
【含まれる者】 - 調査時において、本邦内に常住している者 (注1)「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者 (注2)次の者については、次の場所に「常住している者」とみなした。 ✓学校教育法に規定する学校等に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設 ✓病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅 ✓船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶 ✓自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所 ✓刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院 【含まれない者】 - 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族 - 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族	【含まれる者】 - 市町村の住民のうち65歳以上の者 (注1)「住民」とは基本的に住民基本台帳上の住所がある者であり、当該市町村に居住していなくても以下の場合には「住民」となる。 ✓住所地特例対象施設*に入所等をしている者 ✓服役をしている者であって服役前の世帯が刑務所とは異なる市町村であった者・・・等 (注2)適法に3か月を超えて在留する等の外国人は被保険者となる。 *住所地特例対象施設(H27.4改定以前) - 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) - 特定施設(有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム) - 養護老人ホーム 【含まれない者】 ✓適用除外施設に入所・入院している者 (適用除外施設) ✓児童福祉法の医療型障害児入所施設 ✓児童福祉法の指定医療機関(医療型児童発達支援の指定病床) ✓国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の施設 ✓国立ハンセン病療養所等 ✓生活保護法の救護施設 ✓労働者災害補償保険法の被災労働者の介護の援護を行う施設 ✓障害者支援施設に知的障害者福祉法により入所する知的障害者 ✓指定障害者支援施設に障害者自立支援法の支給決定により入所する定期障害者および精神障害者 ✓障害者自立支援法の療養介護を行う病院

地域包括ケア「見える化」システム利用マニュアル
【システム操作編② 将来推計】第 9.0 版 W2-12 頁

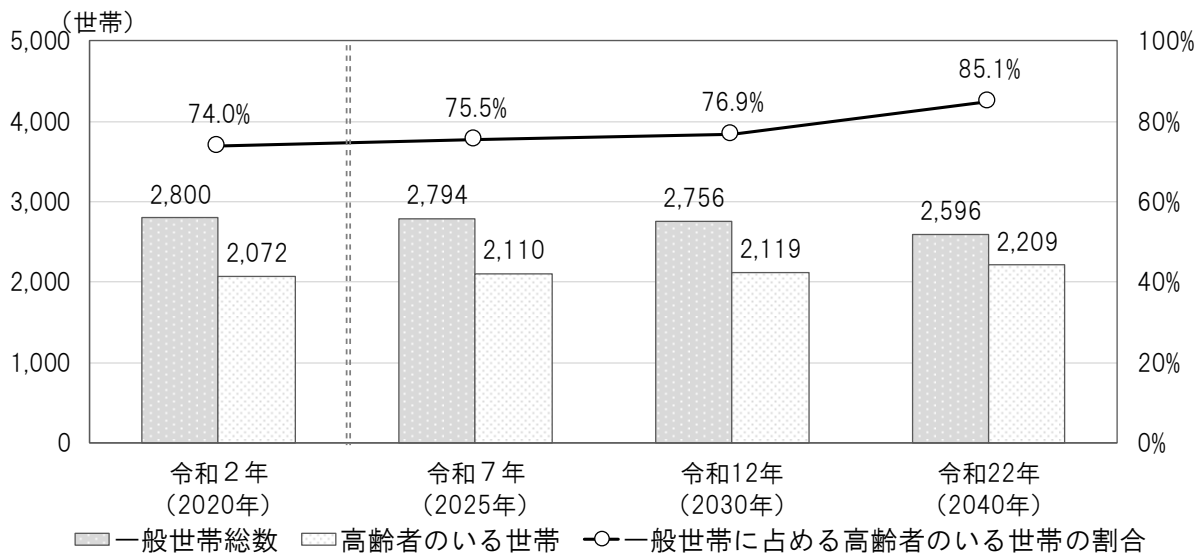
3 世帯状況

令和2年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における群馬県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

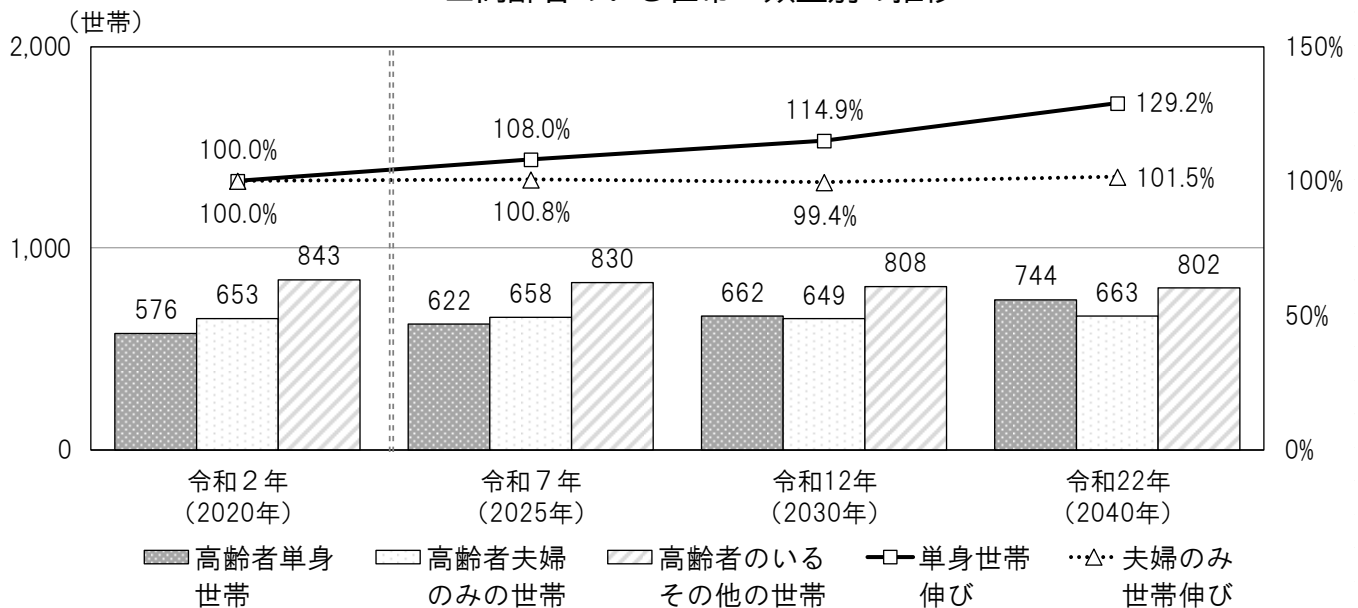
本町の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は増加し、令和22年には2,209世帯になるものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し744世帯になるものと見込まれます。

■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移



■高齢者のいる世帯・類型別の推移

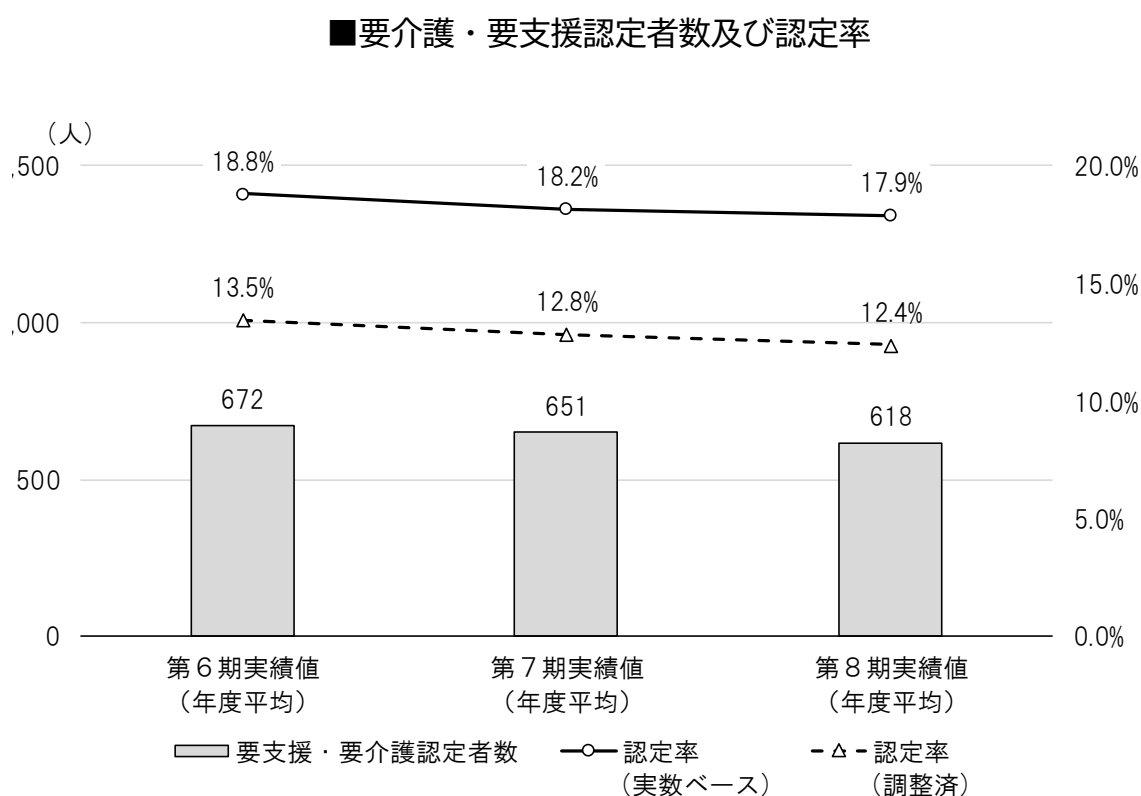


第2節 要介護・要支援認定者の状況

1 中期的推移

要介護・要支援認定者数及び認定率（要介護・要支援認定者数÷第1号被保険者数）について、第6期計画期間（平成27～29年度）、第7期計画期間（平成30～令和2年度）及び第8期計画期間（令和3～5年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、減少傾向で推移し、第8期には618人となっています。

認定率は、実数ベースで第6期の18.8%から第8期は17.9%に減少しています。また、調整済認定率¹も第6期の13.5%から第8期は12.4%に減少しています。



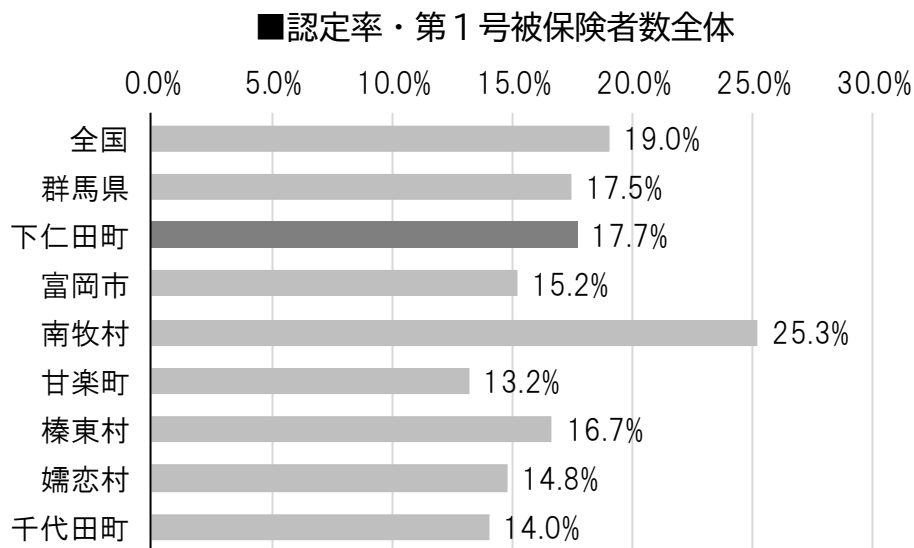
地域包括ケア「見える化」システム「実行管理総括表」のデータにより作成。
第8期は令和3～4年度の平均。

¹ 調整済認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」4頁）

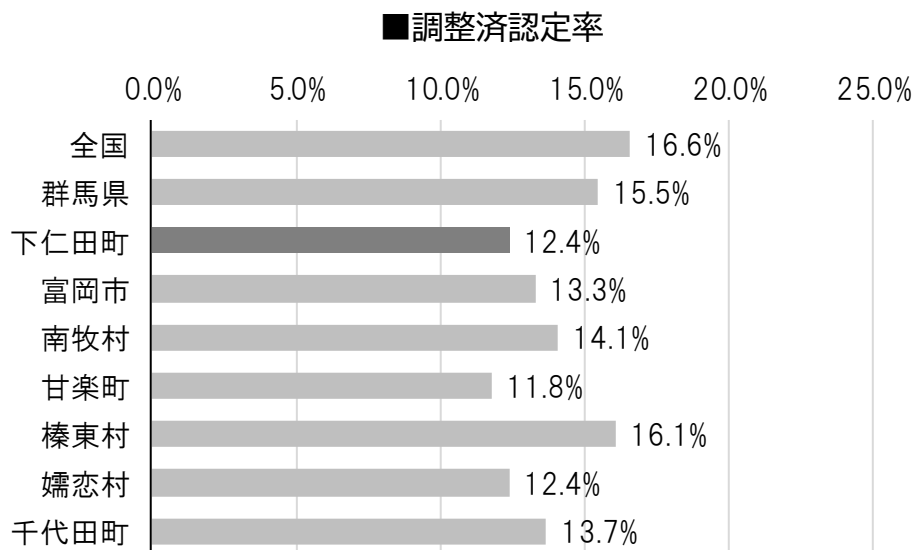
2 認定率の比較

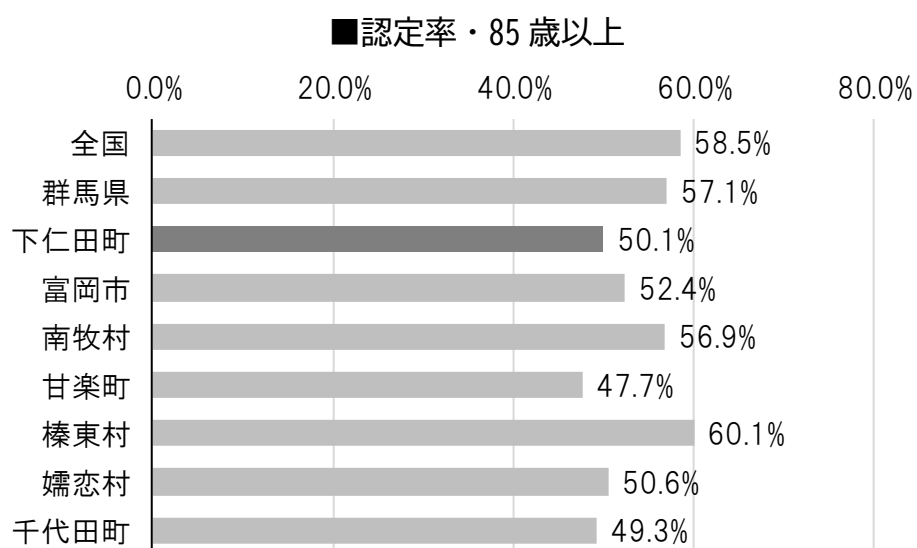
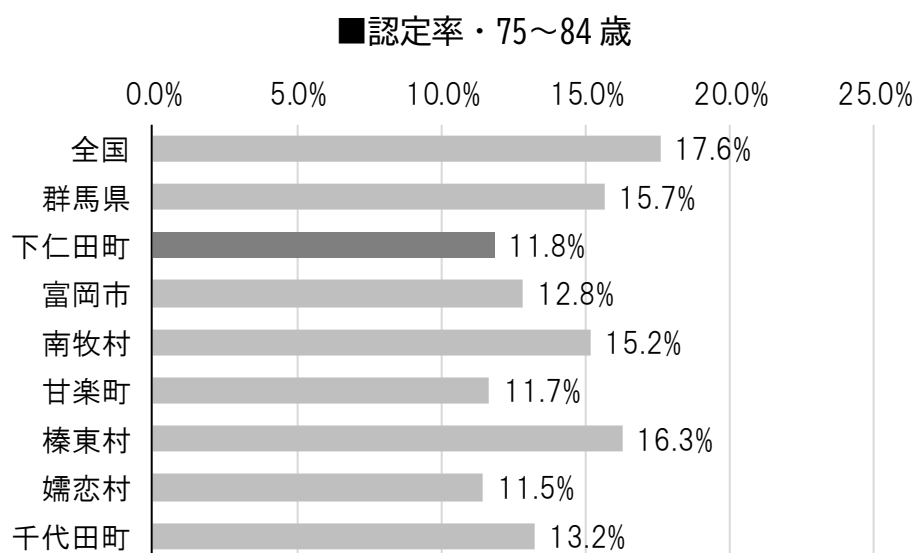
認定率について、国、県、群馬県老人福祉圏域「富岡圏域」内の他市町村（富岡市、南牧村、甘楽町）及び第1号被保険者数が同規模の県内町村（榛東村、嬬恋村、千代田町）と比較すれば、本町の認定率は、第1号被保険者数全体では17.7%と、国よりも低く、県の同水準であり、他市町村比較ではやや高位に位置します。ただし、調整済認定率でみれば、国、県よりも顕著に低く、他市町村比較でも低い水準です。

年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は11.8%、85歳以上は50.1%です。いずれも相対的に低い水準に位置しています。



※「地域包括ケア見える化システム」令和4年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。



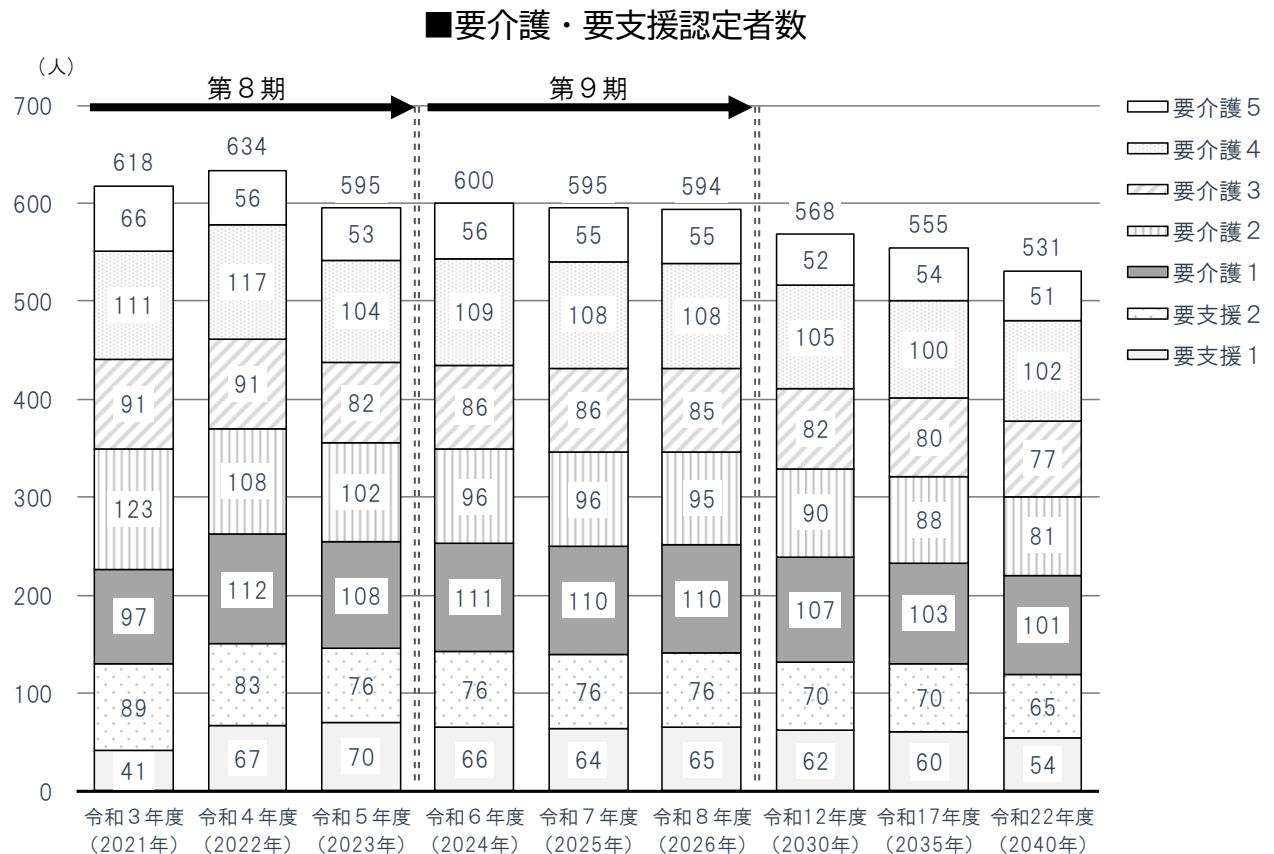


3 短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、令和3年度が618人、令和4年度が634人、令和5年度が595人となっており、年度により増減があります。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、各年度600人からやや減少しながら推移するものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度が568人、令和17年度が555人、令和22年度が531人と、さらに減少傾向で推移するものと見込まれます。



「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第3節 介護保険サービスの状況

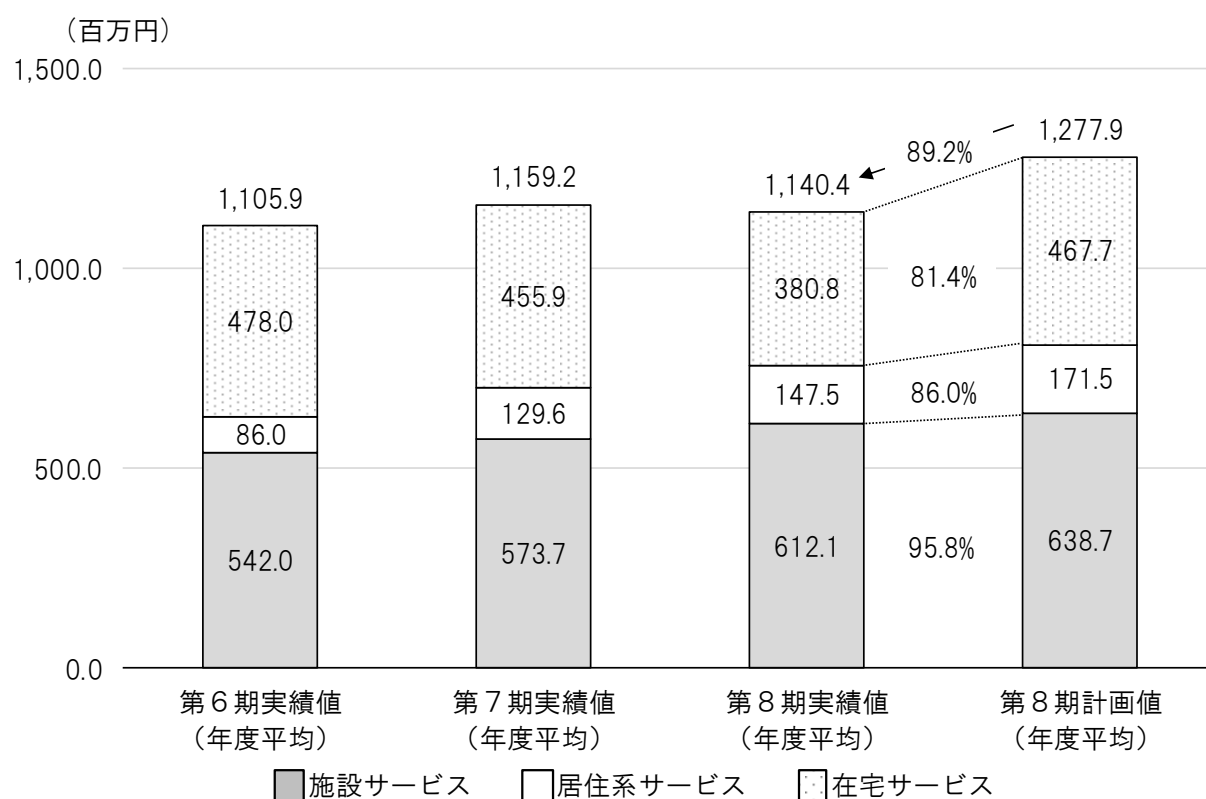
1 給付費の中期的推移

給付費の合計は、第6期の約11.06億円から第7期に約11.59億円に増加した後、第8期には約11.40億円に減少しました。

サービス系統別にみると、第7期から第8期にかけて在宅サービスが約4.56億円から約3.81億円に減少した一方、施設サービスは約5.74億円から約6.12億円、居住系サービスは約1.30億円から約1.48億円にそれぞれ増加しています。

また、第8期の実績値は、給付費全体で計画値に対して89.2%と、計画による見込みよりも約1割低い実績となっています。サービス系統別には、在宅サービスは81.4%、居住系サービスは86.0%と8割台、施設サービスは95.8%と9割台の実績となっています。

■給付費の中期的推移

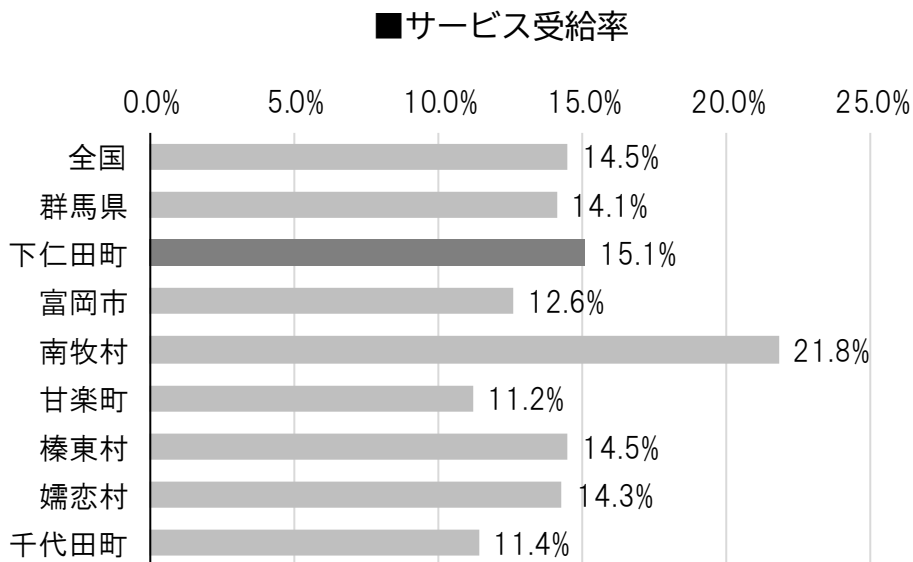


地域包括ケア「見える化」システムのデータにより作成。

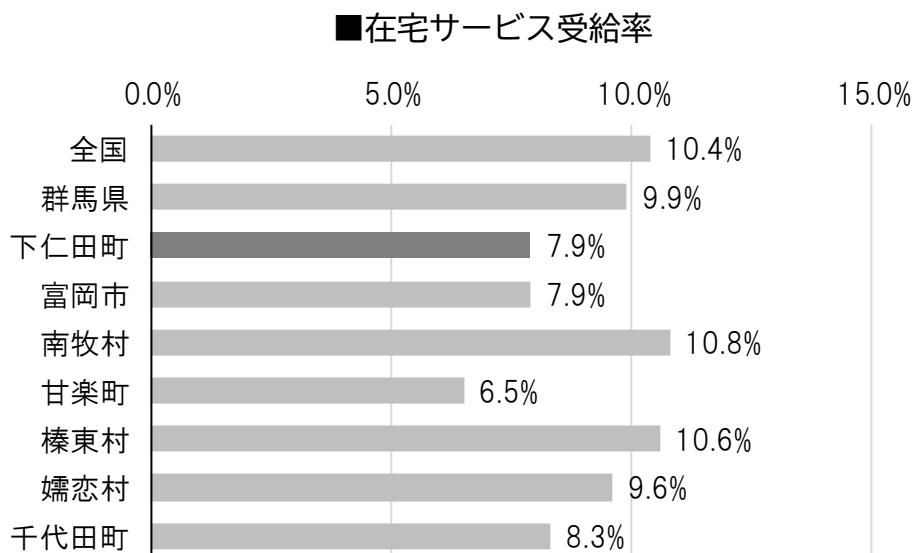
2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、国、県、他市町村と比較すると、本町は、全体では15.1%で国、県よりもやや高く、他市町村比較でもやや高い水準にあります。

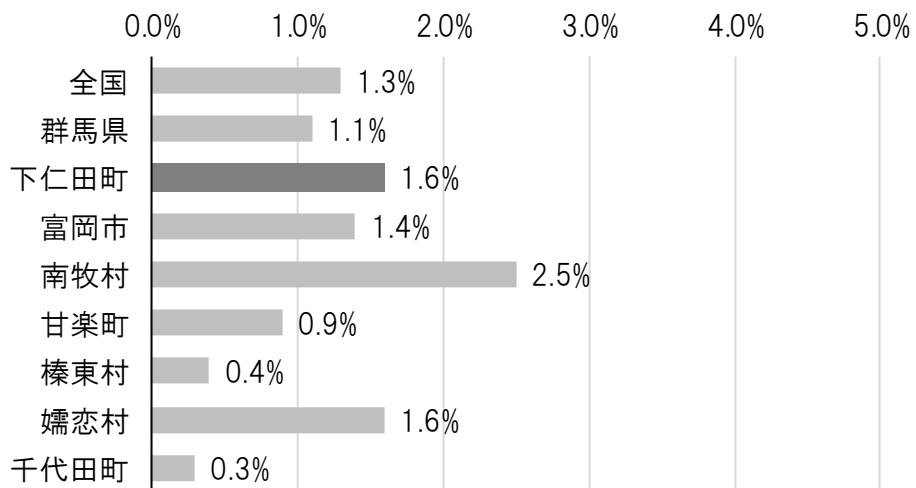
サービス系統別にみれば、在宅サービスは国、県よりも低く、他市町村比較では概ね中位の水準ですが、居住系サービスと施設サービスは相対的にやや高い水準となっています。



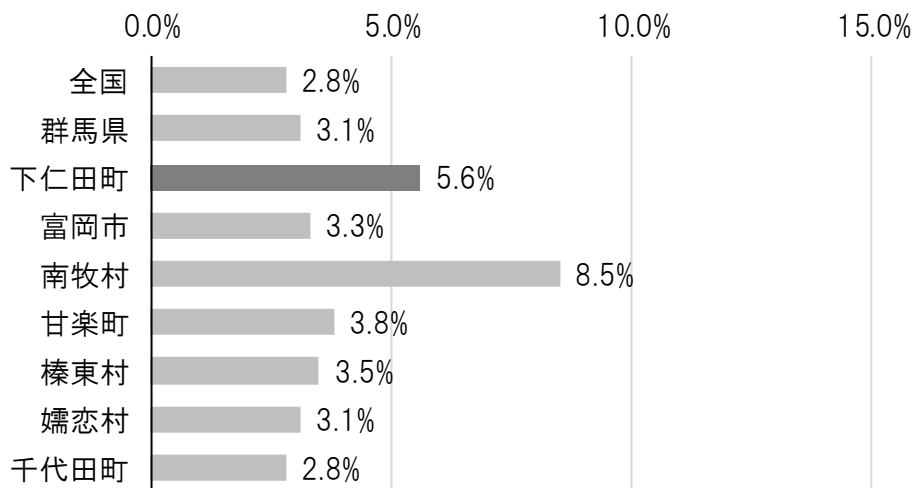
※「地域包括ケア見える化システム」令和4年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。



■居住系サービス受給率



■施設サービス受給率



第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果概要

1 調査摘要

本調査は、国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に基づき、一般高齢者及び要支援認定者を対象として、その生活実態やニーズの所在を把握し、第9期介護保険事業計画策定等の基礎資料とするために実施しました。

※詳細については、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」を参照。

■調査実施概要

項目	内 容
調査対象	一般高齢者・要支援認定者
配布数等	配布数：1,000 有効回収数：736 有効回収率：73.6%
調査方法	郵送方式による配布・回収
調査時期	令和5年3月
調査地域	下仁田町全域

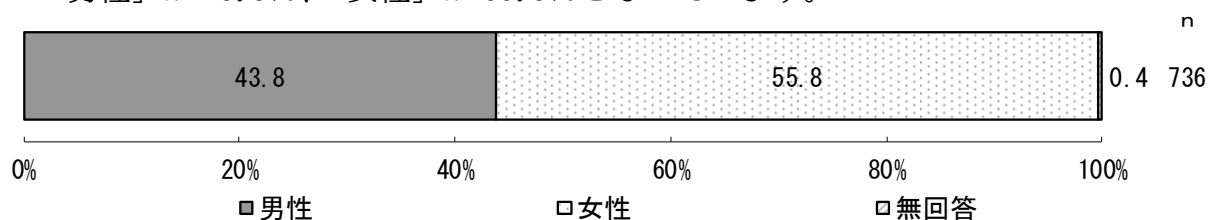
※アンケート調査結果についての注記

- 比率は百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率は“n=〇〇〇”を100%として算出しました。
- 【複数回答】とある問は、1人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。また、図表において無回答について省略しています。
- 問の中には回答を限定する問があり、回答者の数が少ない問が含まれます。

2 回答者の属性等

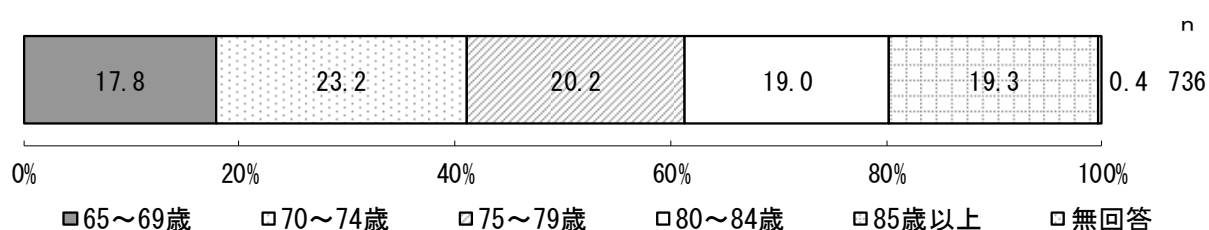
(1) 性別

「男性」が43.8%、「女性」が55.8%となっています。



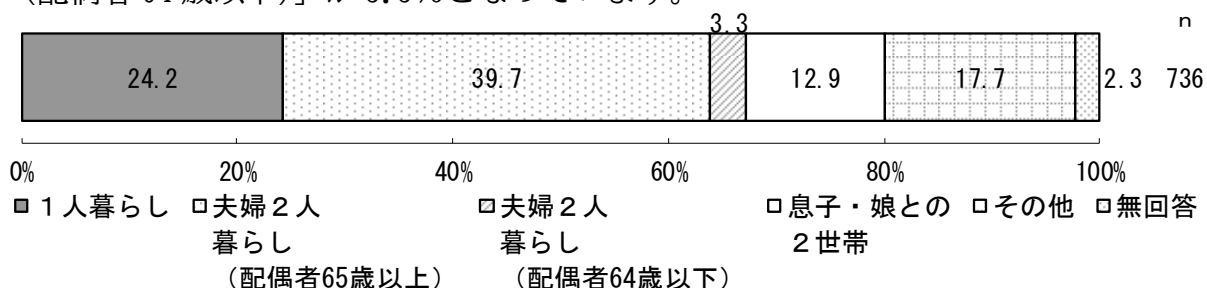
(2) 年齢

「70～74歳」が23.2%と最も多くなっています。



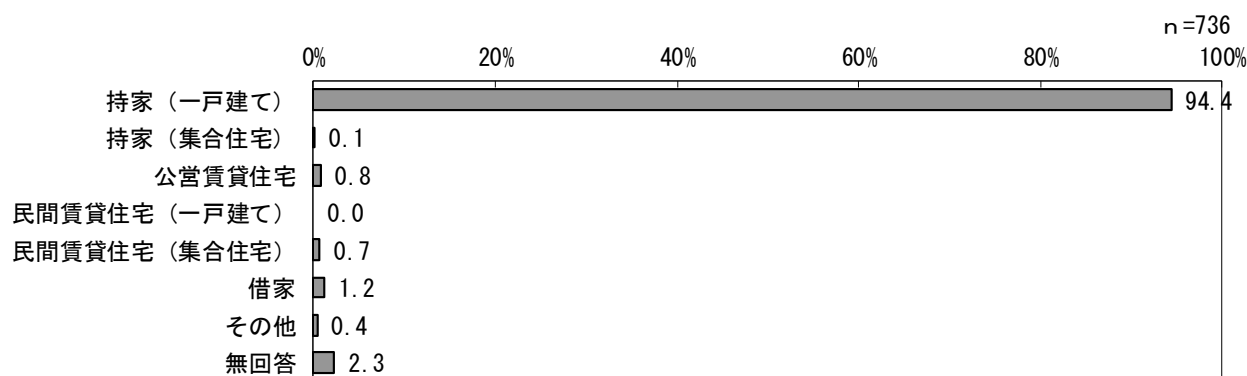
(3) 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が39.7%と最も多く、次いで「1人暮らし」が24.2%、「その他」が17.7%、「息子・娘との2世帯」が12.9%「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が3.3%となっています。



(4) 住居形態

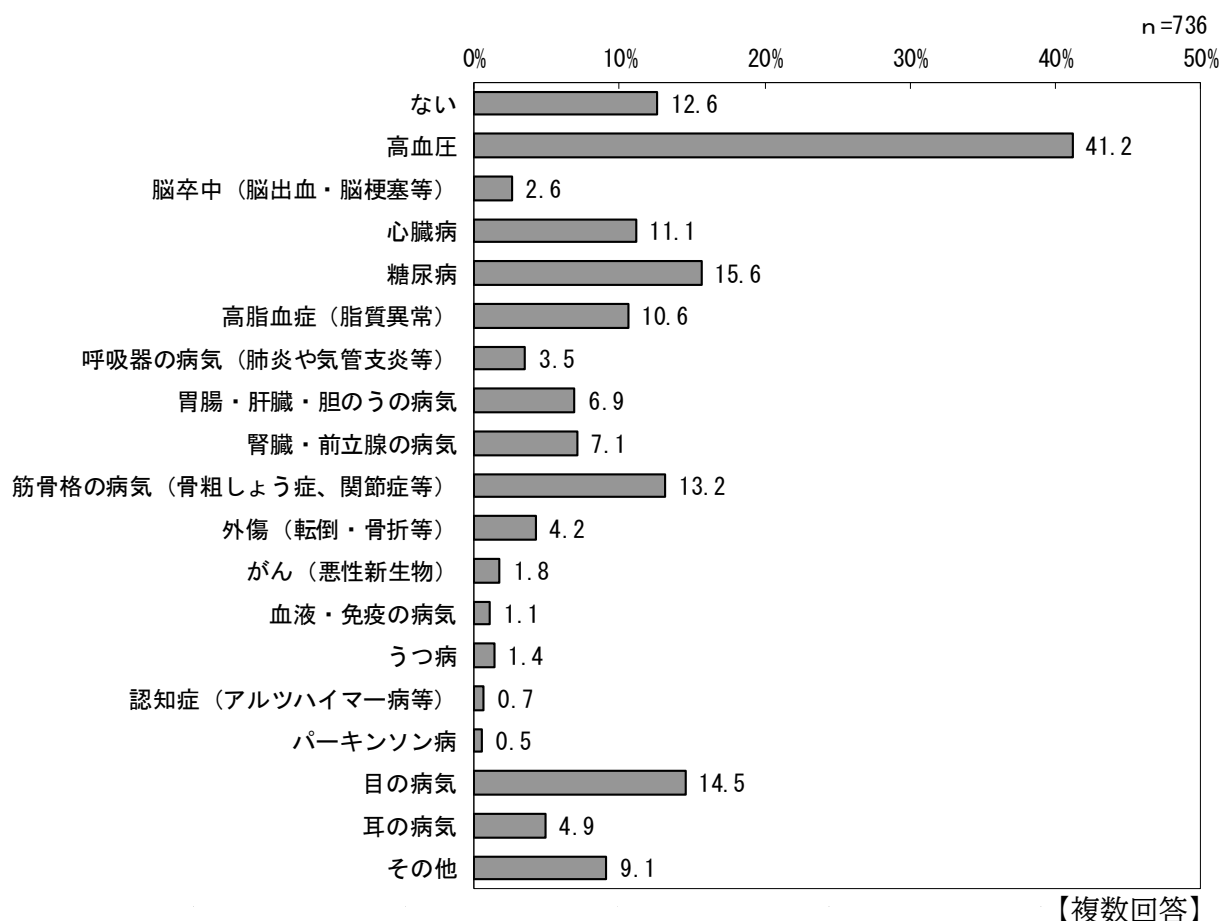
「持家（一戸建て）」が94.4%と多くを占めます。



3 健康について

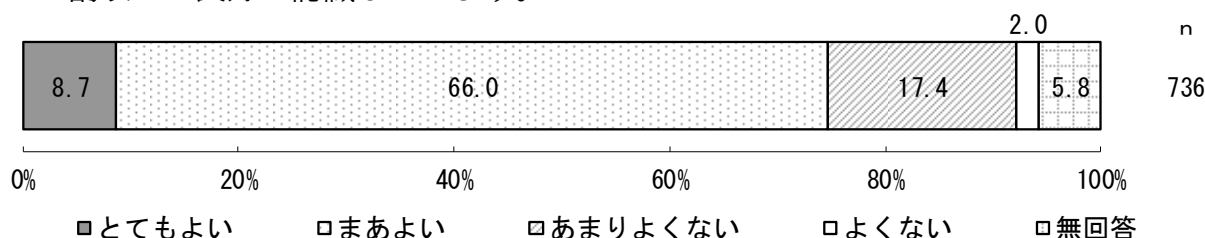
(1) 現在治療中または後遺症のある病気

「高血圧」が最も多く 41.2%、次いで「糖尿病」が 15.6%、「目の病気」が 14.5%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 13.2%となっており、「ない」は 12.6%となっています。



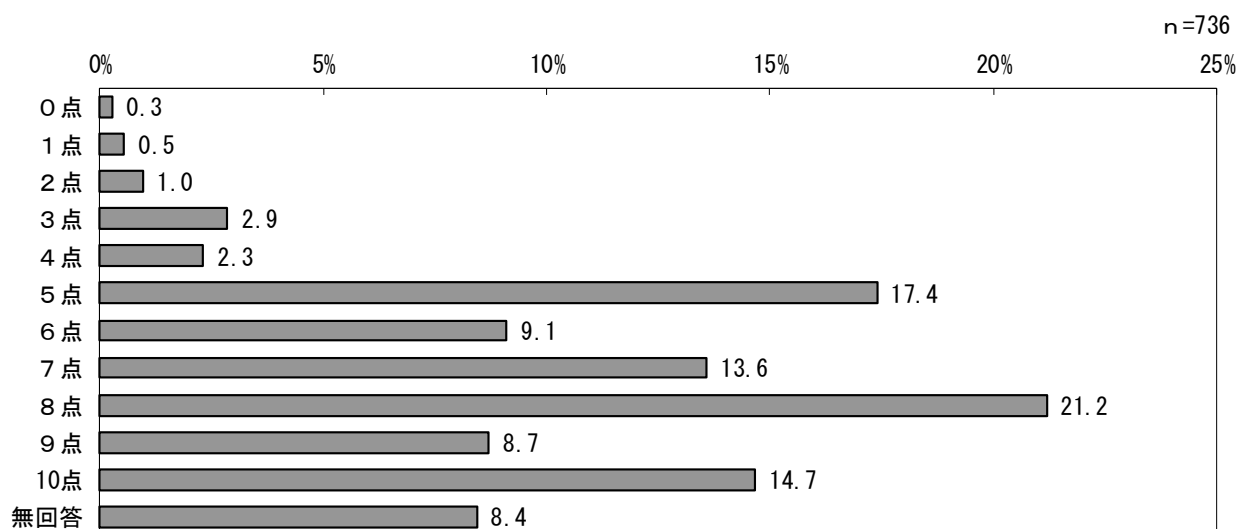
(2) 主観的健康感

主観的健康感は、「まあよい」が 66.0%と最も多く、「とてもよい」(8.7%)と合わせて 8 割以上が良好と認識しています。



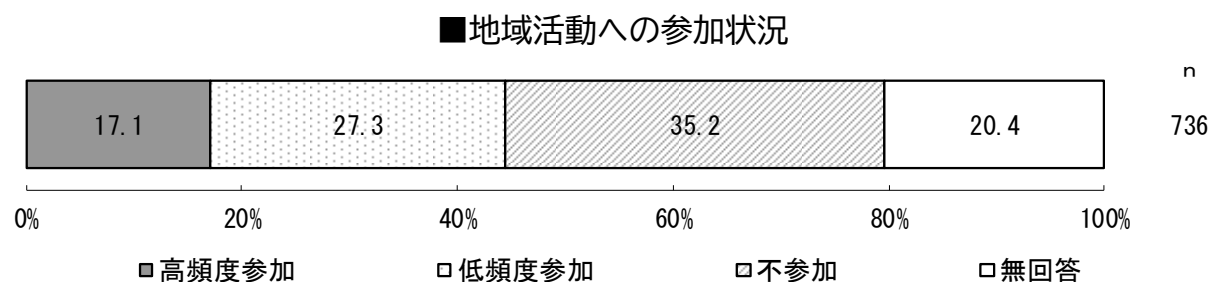
(3) 幸福度

現在の幸福度について、「8点」が最も多く21.2%、次いで「5点」が17.4%、「10点」が14.7%、「7点」が13.6%となっています。



4 地域活動への参加状況

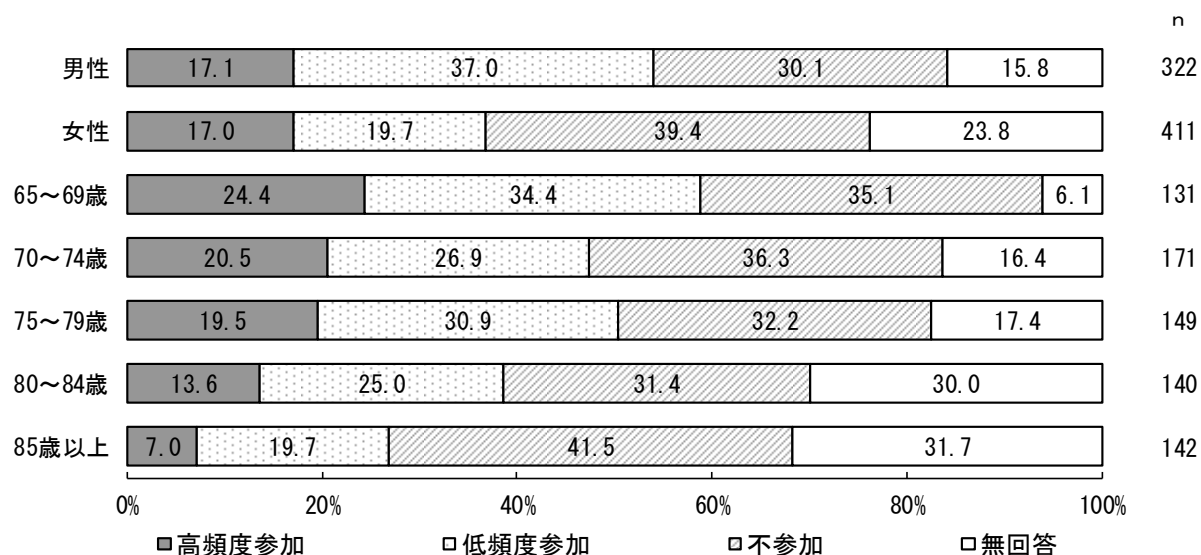
本調査では、「①ボランティアのグループ」から「⑧収入のある仕事」の8種の活動について、「週4回以上」、「週2～3回」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」、「参加していない」の6肢で回答を得ています。このうち「⑧収入のある仕事」を除く7種の狭義の地域活動について、いずれか1項目でも「週1回」以上の回答をした票を「高頻度参加」(n=126)、同様に、「月1～3回」及び「年に数回」と回答した票を「低頻度参加」(n=201)、上記以外の票(①～⑦すべて無回答の票を除く)を「不参加」(n=259)とする3群に統合して集計しました。「高頻度参加」は17.1%、「低頻度参加」は27.3%、「不参加」は35.2%となります。



(1) 性別・年齢区分別

性別では、「高頻度参加」はいずれも17.0～17.1%だが、「低頻度参加」は男性が37.0%、女性が19.7%となっており、女性よりも男性の参加度合いが高くなっています。

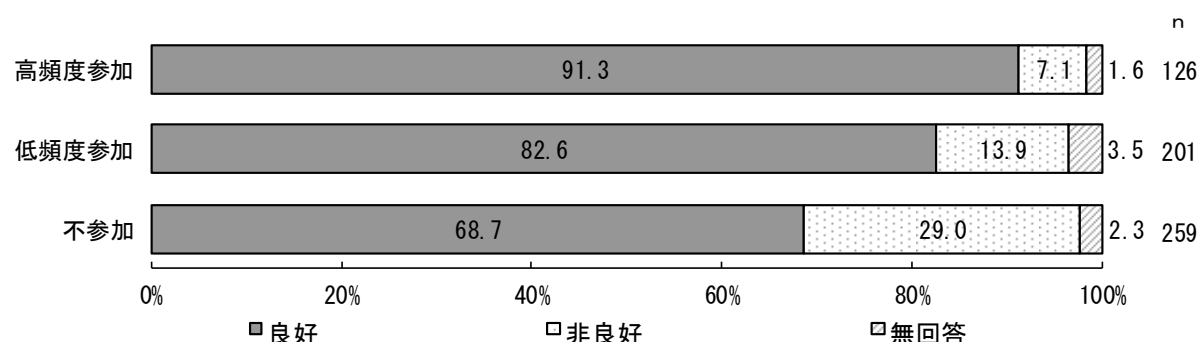
年齢区分では、年齢が上がるにつれ「高頻度参加」が低減し、85歳以上では41.5%と約4割は「不参加」となっています。



(2) 地域活動への参加状況と主観的健康状態

現在の健康状態について、「1. とてもよい」と「2. まあよい」を合わせたものを「良好」とし、「3. あまりよくない」と「4. よくない」を合わせたものを「非良好」として統合し、地域活動への参加状況とクロス集計しました。

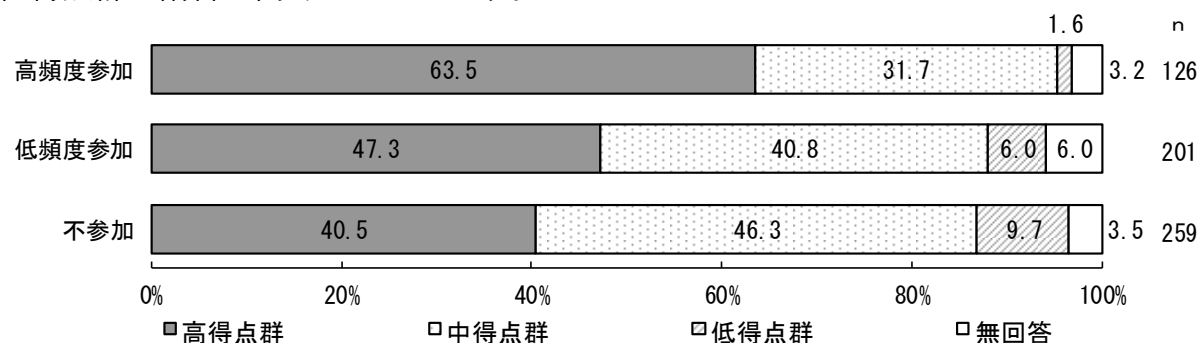
参加度合いが高いほど主観的健康感の「良好」の割合が高く、参加度合いが低くなるにつれ、「非良好」の割合が高くなっています。



(3) 地域活動への参加状況と幸福度

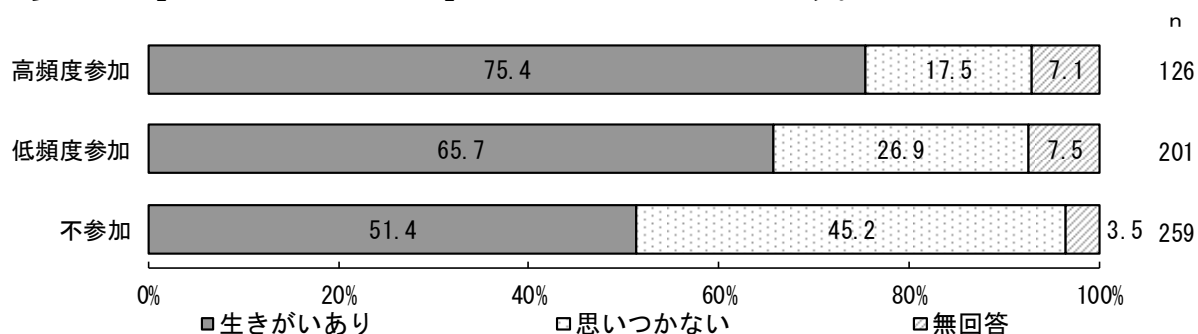
現在の幸福度について、8点から10点を「高得点群」、5点から7点を「中得点群」、0点から4点を「低得点群」として3群に統合し、クロス集計しました。

参加度合いが高いほど高得点群の割合が高く、参加度合いが低いほど中得点群及び低得点群の割合が高くなっています。



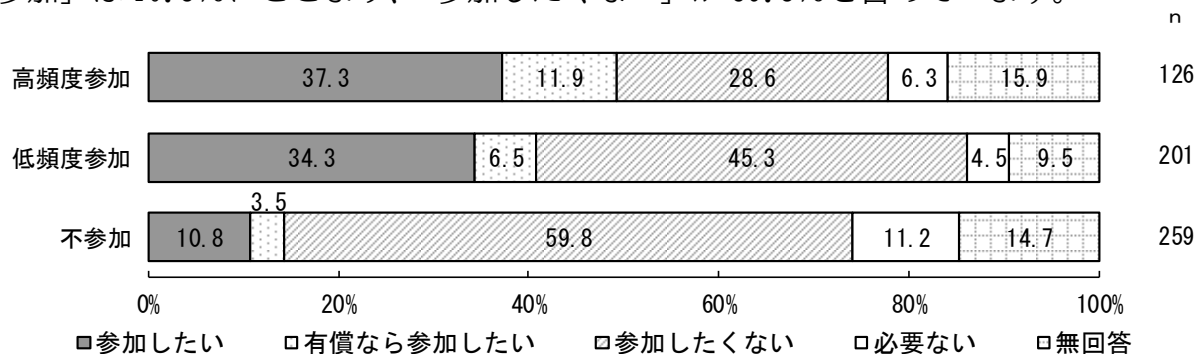
(4) 地域活動への参加状況と生きがい

生きがいの有無については、参加度合いが高いほど「生きがいあり」の割合が高く、「参加なし」は「思いつかない」が45.2%となっています。



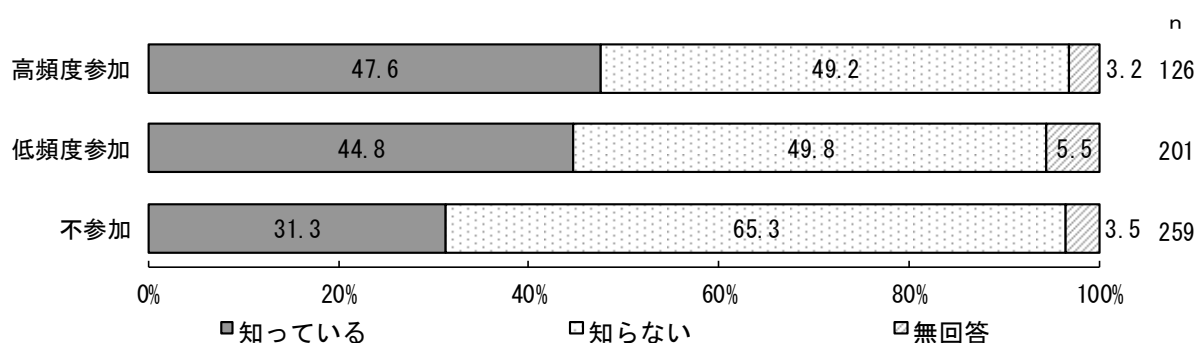
(5) ボランティア活動についての考え

「高頻度参加」と「低頻度参加」は3割以上が「参加したい」となっているが、「不参加」は10.8%にとどまり、「参加したくない」が59.8%を占めています。



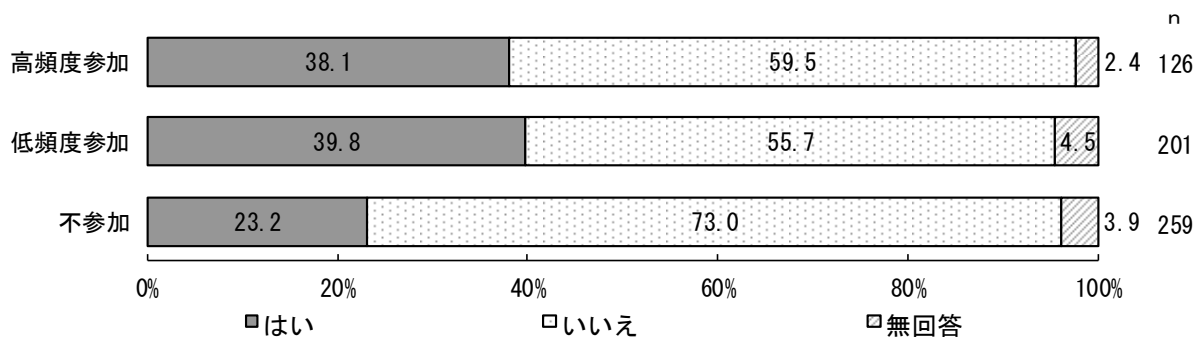
(6) 地域包括支援センターについての認知

地域包括支援センターについて、「高頻度参加」および「低頻度参加」と「不参加」との間に認知度合いの差があります。



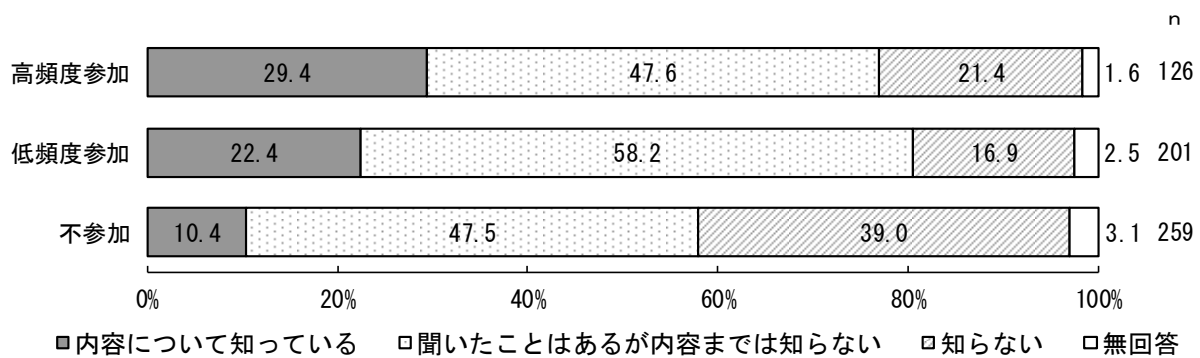
(7) 認知症に関する相談窓口の認知

地域包括支援センターについての認知と同様に、「高頻度参加」および「低頻度参加」と「不参加」との間に認知度合いの差があります。



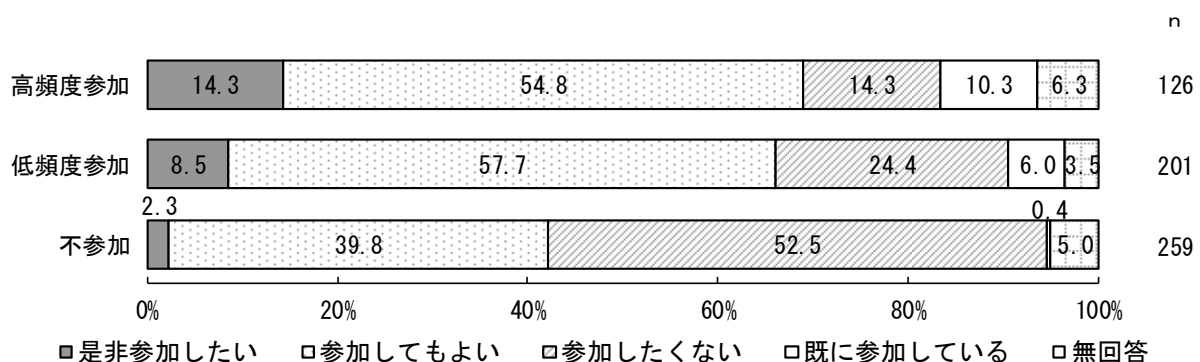
(8) 成年後見制度についての認知

成年後見制度についての認知は、参加度合いが高いほど「内容について知っている」の割合が高くなっています。



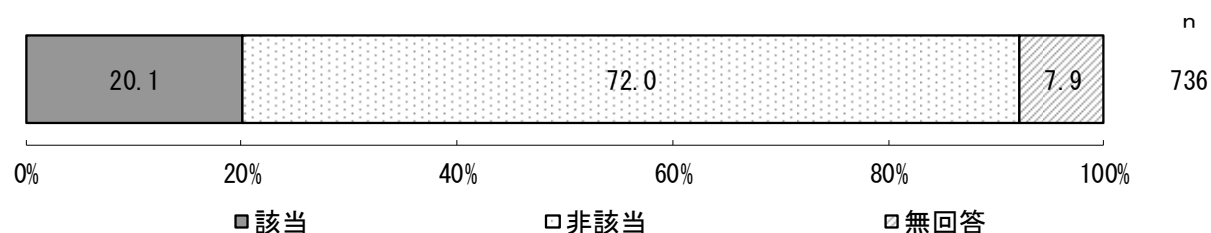
(9) 地域活動への参加状況と参加者としての参加意向

地域活動への参加者としての参加意向は、「高頻度参加」及び「低頻度参加」は参加意欲が高い傾向となっている。しかし、「不参加」も「是非参加したい」が2.3%、「参加してもよい」が39.8%であり、両者を合わせれば、4割以上が参加意向を示しています。



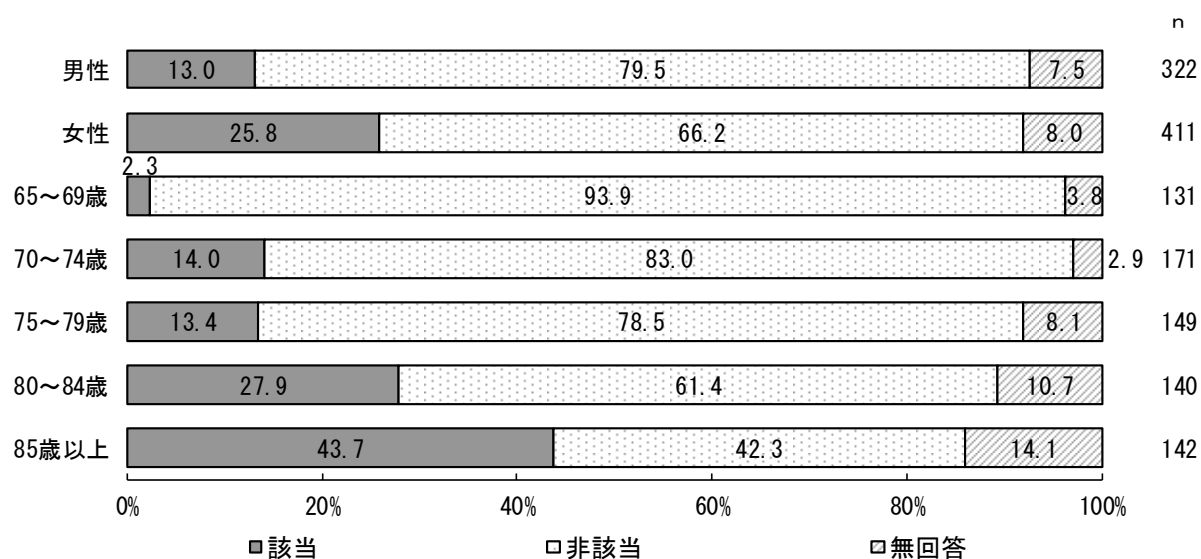
5 運動器の機能低下

運動器の機能低下を判定する項目によると全体では、「該当」は20.1%となっています。



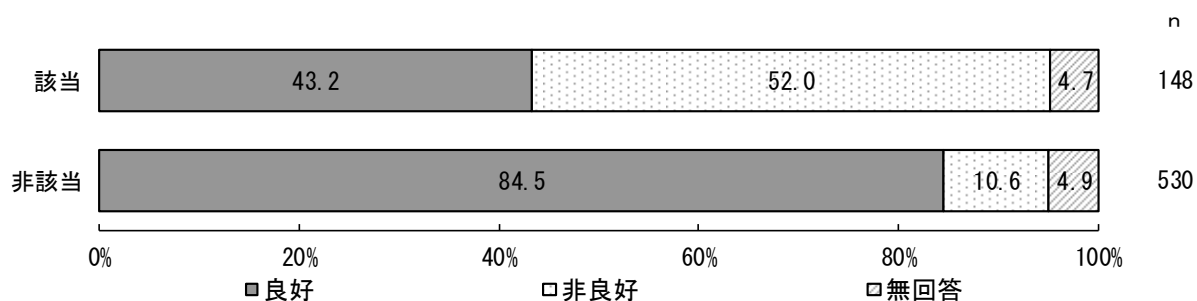
(1) 性別・年齢区分別

性別では、男性よりも女性に「該当」が多く、年齢区分では、80～84歳以降、「該当」が急増しています。



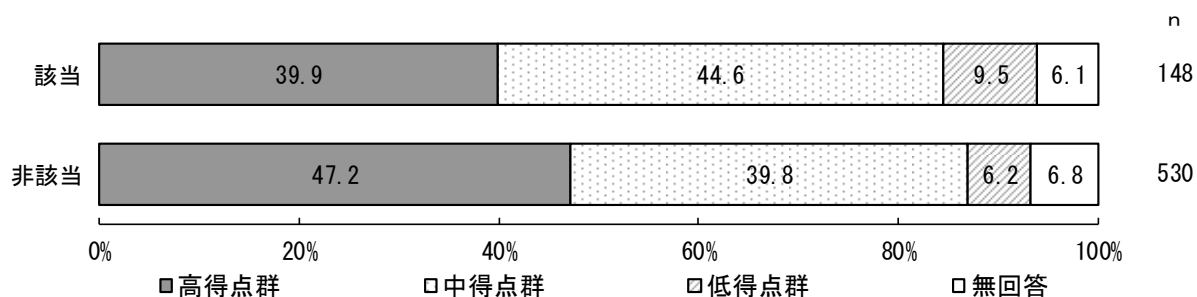
(2) 運動器の機能低下と主観的健康状態

主観的健康状態では、「非該当」は、84.5%が「良好」であるが、「該当」は43.2%にとどまり、52.0%が「非良好」となっています。



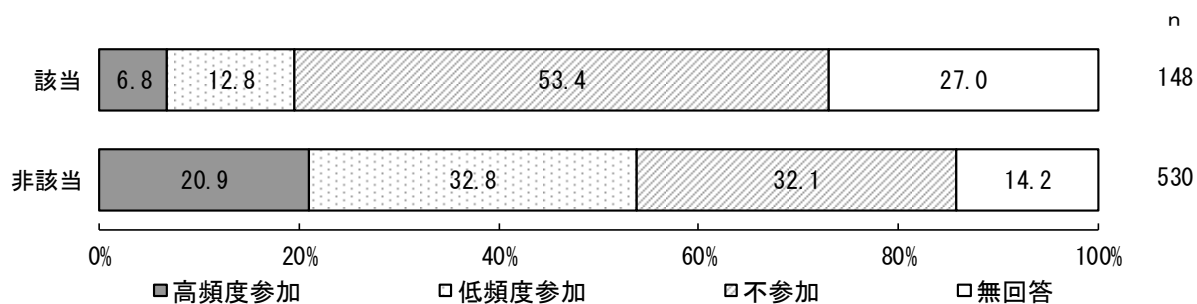
(3) 運動器の機能低下と幸福度

幸福度では、「非該当」は「該当」よりもやや「高得点群」が多くなっています。



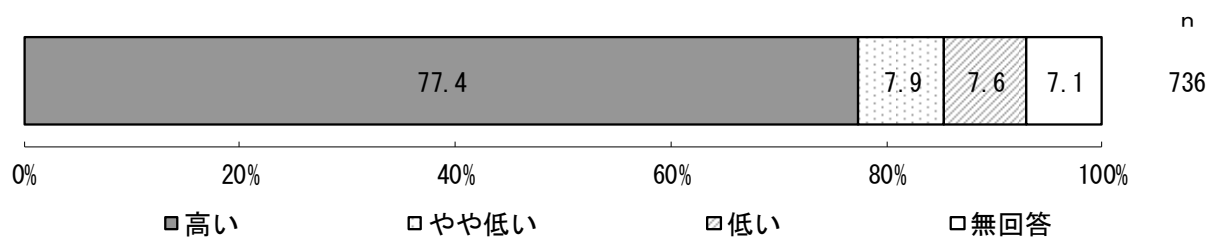
(4) 運動器の機能低下と地域活動への参加度

地域活動への参加度では、「非該当」は20.9%が「高頻度参加」であるが、「該当」は53.4%が「不参加」となっており、参加度合いが低くなっています。



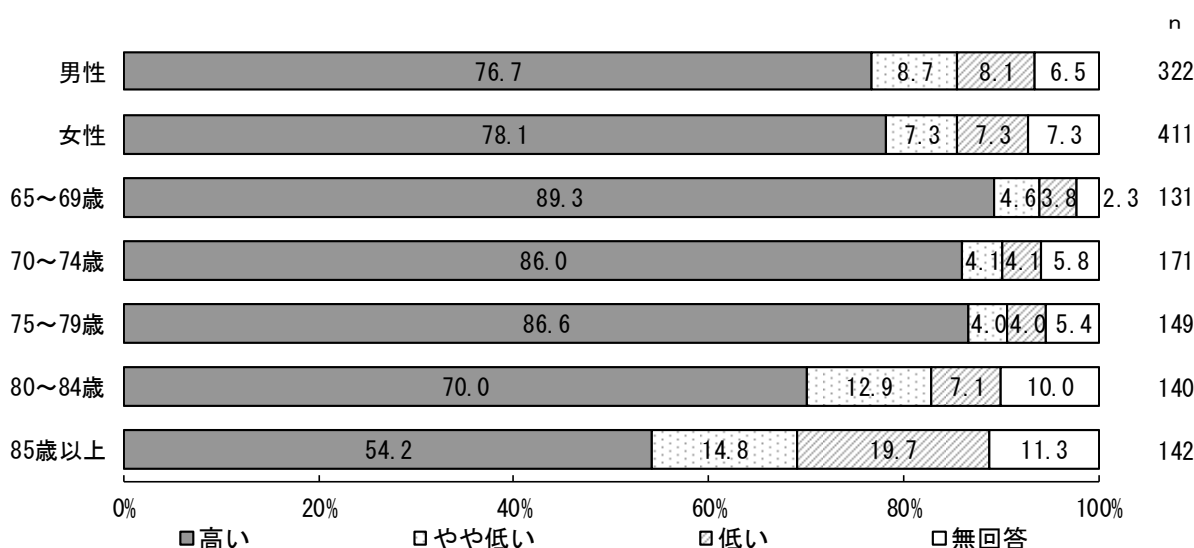
6 手段的日常生活動作（IADL）

老研式活動能力指標による手段的日常生活動作（IADL）の判定は、全体では、「高い」が77.4%、「やや低い」が7.9%、「低い」が7.6%となっています。



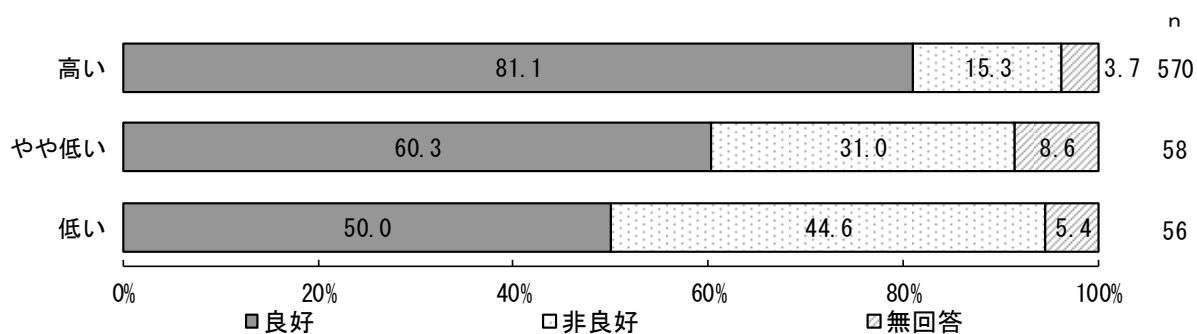
（1）性別・年齢区分別

性別では、大きな差異はなく、年齢区分では、80～84歳以降、「高い」の割合が大きく減少しています。



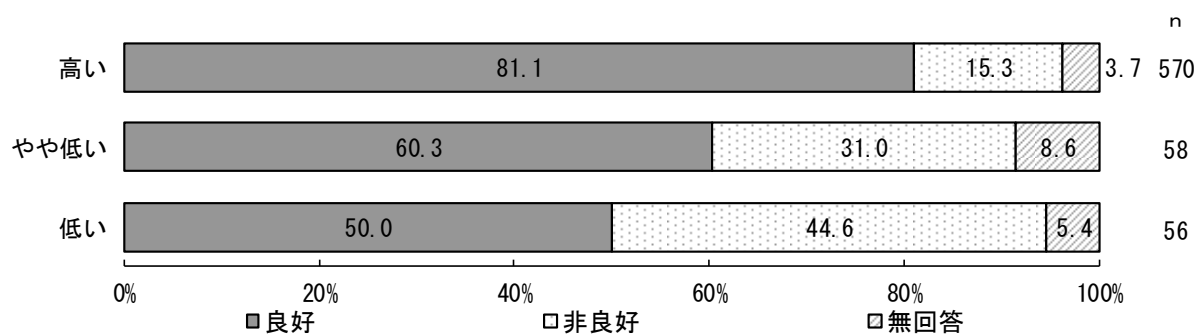
（2）IADLと主観的健康状態

主観的健康状態では、IADLの低下とともに「良好」の割合が減少し、「非良好」の割合が増加しています。



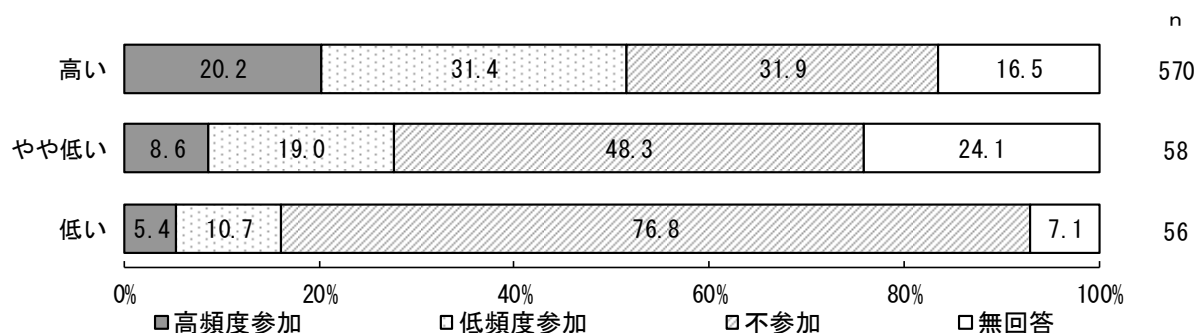
(3) IADLと幸福度

主観的幸福度では、IADLの低下とともに「良好」の割合が減少し、「非良好」の割合が増加しています。



(4) IADLと地域活動への参加度

地域活動への参加度では、IADLの低下とともに参加度合いが減少しています。特に「不参加」の割合をみると、「やや低い」と「低い」との間の格差が大きくなっています。



第5節 本町の課題

前節までに確認した現状を踏まえれば、本町の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少しますが、高齢者人口の減少が最も緩やかであることから、本計画期間中に高齢化はさらに上昇するものと見込まれます。引き続き介護及び生活支援等のサービス提供体制のさらなる充実を図るとともに、必要な人材の確保・育成を図る必要があります。
- ② さらに、令和22年（2040年）までを長期的に展望すれば、本町の高齢率は60%を超えるだけでなく、介護ニーズの高い85歳以上の方の要介護等認定率が約50%と見込まれます。本町では、これまでも介護予防に取り組んでおり、要介護等認定率は、実質的に国、県よりも低い水準ですが、令和22年（2040年）を見据え、これまで以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組をさらに充実していく必要があります。
- ③ 世帯推計では、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、一貫して増加傾向で推移するとともに、その類型として、要支援性の高い「高齢者単身世帯」の約3割の増加が見込まれることから、地域における日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ④ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、現在治療中または後遺症のある病気について「高血圧」が41.2%と最上位です。健康増進あるいは健康寿命の延伸といった観点から疾病予防の重要性の周知とともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業や介護予防事業の一層の推進が求められます。
- ⑤ 地域活動に関する全ての設問に「参加していない」と回答した方の割合は、この間のコロナ禍もあり35.2%となっています。しかし、現状は地域活動へ参加していない方も、参加意向のある方は約4割を占めます。地域への参加を通じて高齢者の生活の質（QOL）を維持あるいは向上するという観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、これらの意向を実際の参加につなげ、活力ある地域活動を展開することが求められます。
- ⑥ 「運動器の機能低下」や「手段的日常生活動作（IADL）低下」のリスクに該当する方は、主観的健康状態や幸福度なども低下しておりQOLの低下がうかがわれます。これらのリスクに該当する割合は、80代以降において顕著に上昇しています。こうした年齢層へ到達する前の段階から、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。
- ⑦ 今後、85歳以上人口の増加に伴い認知症の方の増加が想定されますが、「認知症に関する相談窓口」や「地域包括支援センター」の認知に関し、地域活動へ参加している方は、参加していない方よりも認知度が高いことなどを踏まえつつ、有効に周知を図ることが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第9期介護保険事業計画策定に関する国の基本指針では、大きな制度変更は盛り込まれず、引き続き、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが明記されています。

また、第8期計画と同様に本計画も「下仁田町第5次総合計画」のもとでの策定となります。

こうした状況とともに、前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが必要です。本計画においても第8期の基本理念「元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた」を継続し、必要な施策を実施します。

基本理念

元気でやさしさあふれる共生のまち しもにた

第2節 基本目標

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本目標を次のとおりに設定します。

基本目標1 自立した生活づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で提供する福祉サービスを充実します。また、認知症の高齢者も増加していることから、虐待防止対策を進めるとともに高齢者の権利擁護に努めます。

基本目標2 生き生きとした健康づくり

高齢者が元気であり続けることは、高齢者自らの幸せな生活だけでなく、医療保険や介護保険などの社会保障制度を健全に運営することにもつながります。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに進んで参加できるように、成人期からの健康増進事業を推進します。

基本目標3 介護予防の推進と支え合いの地域づくり

地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者虐待防止などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えた地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

基本目標4 安心できる介護保険サービスの提供基盤づくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。

基本目標5 生きがいのある福祉のまちづくり

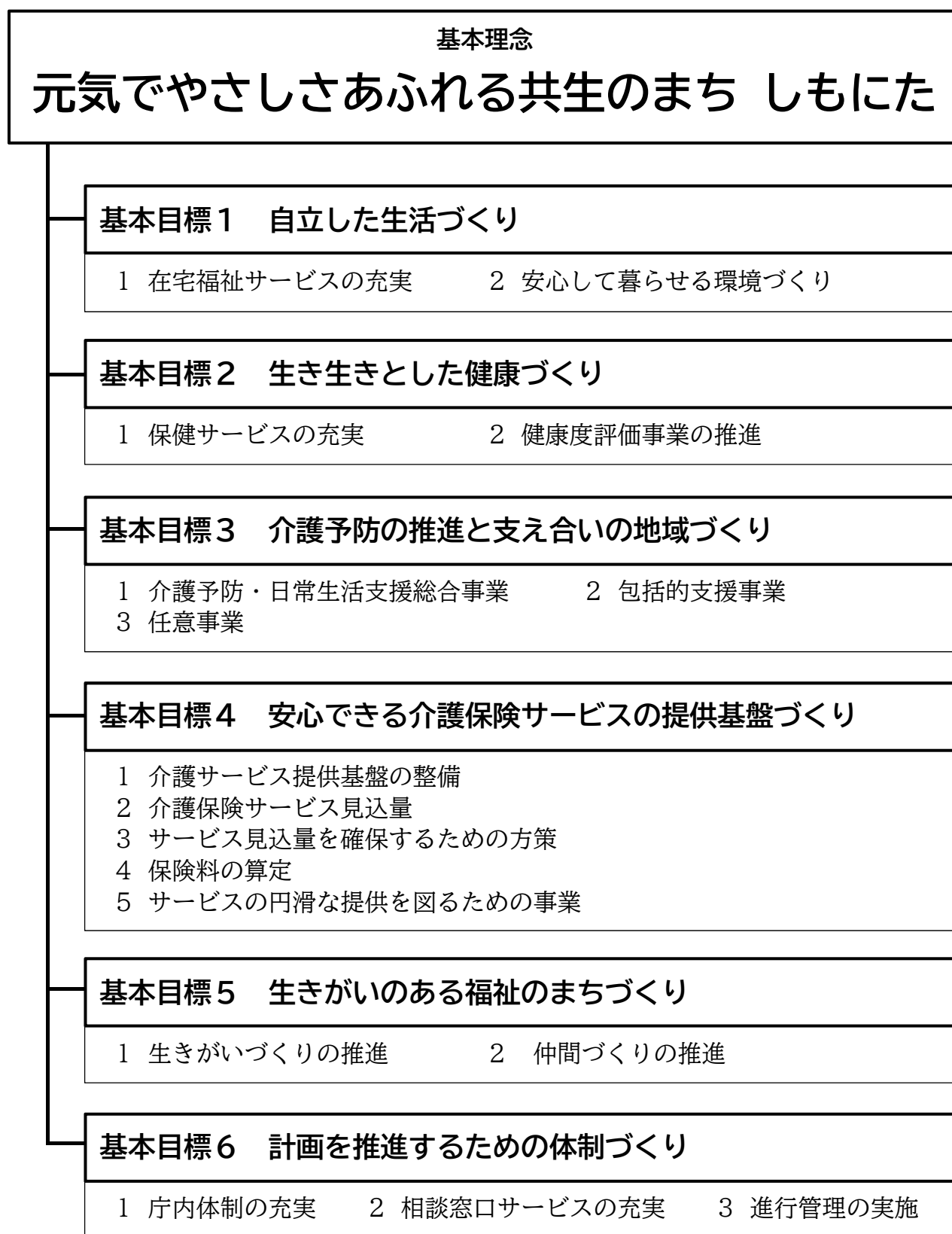
生きがいにあふれた地域づくりを実現するために、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動等に参加することができるよう、学習・スポーツ活動の充実や社会参加機会の提供に努め、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

基本目標6 計画を推進するための体制づくり

安心できる地域ケアの実現にむけて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、町民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。また、各年度において計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

第3節 施策体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次のとおりとなります。



第4節 日常生活圏域の設定

地域の要介護者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、町内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本町では、中学校区の統合等の諸条件を勘案して、第8期計画と同様に全町域を1つの圏域として設定し、地域包括支援センターの活動や地域密着型サービス事業所等の整備を推進します。

第4章 自立した生活づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で提供する福祉サービスを充実します。また、認知症の高齢者も増加していることから、虐待防止対策を進めるとともに高齢者の権利擁護に努めます。

第1節 在宅福祉サービスの充実

要援護高齢者及び一人暮らし高齢者やその家族の生活を支援し、住み慣れた地域での暮らしをサポートするための次の事業を実施しています。

また、地域包括支援センターを中核とした相談・支援体制のもとで、その人に必要なサービスが適切に受けられるよう総合的に支援していきます。

1 生活支援事業

要援護高齢者及び一人暮らし高齢者の介護予防や生きがいつくりの観点から、寝具類等乾燥消毒サービス、はり・きゅうマッサージ施術料助成、集落高齢者等タクシー利用券交付などの事業を充実していきます。

(1) 寝具乾燥消毒サービス事業

日頃使用している寝具類の衛生管理に苦慮している 65 歳以上の高齢者のみの世帯の家に、専門業者が定期的に訪問し、乾燥消毒装置を備えた車両で布団、毛布等の乾燥サービスを行っています。

今後も、サービスの必要な方へ有効に利用していただけるよう、関係機関に更なる周知を行います。

■実績値（令和5年は見込値。以下すべて同様。）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数（人）	65	56	80

(2) はり・きゅう及びマッサージ施術料助成

対象者は、70 歳以上の高齢者で、申請により受療券（1 枚 1,000 円）を年 2 枚助成しています。利用者は、施術院で 1 回の施術につき、1 枚の受療券と施術料の差額を支払います。

今後も治療の必要な方に有効に利用していただけるよう、関係機関に更なる制度の周知を図ります。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	31	22	33

(3) 集落高齢者等タクシー利用券交付事業

公共交通の利用不便地域に指定された地域（対象地域）に在住する 70 歳以上の高

齢者・身体障がい者（１級から３級）・精神障がい者を対象に、申請により１枚８００円相当のタクシー利用券を年間の地域割合に応じて交付しております。

利用する対象者は、町と契約しているタクシー業者に渡し、利用料金との差額が生じた時は、差額をタクシー業者へ支払います。

今後も、事業の周知を行い必要な方への利用促進を図ります。

■実績値

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）	85	83	90

２ 家族介護支援事業

介護が必要な状態になっても在宅で生活したいと多くの方が希望していることから、介護する家族に対して、介護慰労金支給事業や紙おむつ購入費扶助、福祉車両貸出サービス等、介護する側の支援の充実に努めます。

（１）紙おむつ購入費扶助

寝たきりまたは認知症等で紙おむつを必要とする下記対象の高齢者及び障がい者に対し、介護する家族の経済的負担を軽減するため、購入費の扶助を実施しています。

■実績値

利用者数（人）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
要介護２以上	41	45	45
身体障害者手帳１・２級	7	7	8
療育手帳Ａ	2	2	2

（２）福祉車両貸出サービス（下仁田町社会福祉協議会委託事業）

車椅子等を利用している高齢者・身体障害者やその家族に、車両を貸し出します。今後も必要な人に有効に利用していただけるよう、事業の周知を図るとともに、相談の内容に応じて案内を行っていきます。

■実績値

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）	10	10	10

（３）介護車両購入費補助金交付事業

交付対象者は、６５歳以上で日常的に車椅子の使用が見込まれる高齢者及び下肢・体幹の障がい１～２級の身体障がい者です。福祉車両購入時（新車１０万円、中古車は登録年数により６万円又は３万円）、改造時は１５万円を限度とする改造費相当額から個人負担分として１／３を控除した額（上限１０万円）を補助します。

なお、助手席回転スライドシート等のみの車両は新車に限り2万円を限度に補助します。

今後も、サービスの必要な方へ有効に利用していただけるよう、関係機関に更なる周知を行います。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	0	1

（4）家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として介護慰労金を支給します。65歳以上の高齢者で、要介護4又は5に相当する状態が1年以上継続し、在宅で介護している家族に年8万円を支給します。今後も有効に利用していただけるよう、制度の周知を図ります。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	3	4	3

3 老人福祉法による措置

経済的理由や家庭環境により、在宅で生活することが困難な高齢者を老人福祉法に基づき市町村が入所措置する制度です。

現状では措置入所は減少し、対象者がいないことから、短期入所事業等を設置しました。

今後も、虐待等に伴い安全確保が必要な高齢者を速やかに保護するとともに、家族介護負担が図られるよう養護老人ホーム等との連携を強化します。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	0	0	0

4 高齢者の居住の支援

全国的に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本町の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	1	47	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	1	-	16

第2節 安心して暮らせる環境づくり

1 地域における支え合い

近年の少子高齢化・核家族化による一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯の増加により、高齢者が介護認定されているか否かに関わらず、誰もが助け合い支え合って安心して暮らせる環境づくりが大きな課題となっています。

また、高齢者の誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、民生・児童委員をはじめ地域住民や行政区、老人クラブ、NPO・ボランティア団体などの協力が必要です。

従来、自助（自分自身や家族による）・共助（介護保険等）・公助（行政サービス）での対応が主流でしたが、社会の変化に伴い、地域の人々・友人・世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」（ボランティア・住民組織）を再構築する必要があると考えます。

そのため町では、新たな「互助」を掘り起し、若年層から元気高齢者まで地域活動への参加を促進し、地域支援事業で実施される事業と一体となって、支援を必要とする地域の高齢者を支える環境づくりを推進するとともに、地域での見守り体制を確保するために関係機関との連携を図り、支援ニーズの早期発見と対応に努めます。

（1）高齢者の見守り支援

行政による見守り支援、住民・地区組織などの互助による見守り支援及び事業者等との連携による見守り支援として次の事業を実施します。

町独自で1人暮らしの方の把握を行い、民生委員や地域・事業者などの見守りにつなげるとともに、民生委員定例会や広報で各事業の更なる普及と周知に取り組み互助の拡大を図ります。

1）行政による見守り支援

一人暮らし高齢者等把握

民生・児童委員の協力で、75歳以上の高齢者宅を訪問し健康状態や家族等、緊急時の連絡先などを調査します。

配食による高齢者等見守り

ボランティアの協力を得ながら、地域支援事業による配食サービス提供時に、高齢者を見守り、異変に気付いた場合、家族等や町へ連絡を行い適切な対応を取ります。

緊急通報装置設置補助

緊急時の連絡と、24 時間センサーによる安否確認機能を持った「緊急通報装置」を 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で申請した方の自宅に設置し、その費用の一部を補助します。

2) 住民・地区組織などの互助による見守り支援

地区組織・自治会による見守り支援

民生委員との連携や老人クラブなどの協力のもとで、友愛訪問などにより高齢者同士での見守り活動を行い、町への情報提供により必要な支援を行います。

地域のサロン活動団体の協力により、地域の高齢者の情報を得て、必要な支援を行います。

老人クラブ・サロンの無い地域について、行政区役員等の協力をいただき、地域に即した見守り支援の協議を行います。

認知症高齢者の地域見守り支援

認知症の高齢者に対する理解と住民の協力を得るため、町広報などによる周知・啓発を図るとともに、認知症サポーターを養成し、認知症高齢者の見守りの輪を広げます。

3) 事業者等との連携による見守り支援

事業者との協定による見守り

「群馬県地域見守り支援事業」として県内事業者と町で協定を結び、見守り支援を行っています。本町では、上記の協定を結んでいる事業者及びそれ以外の事業者とで、必要に応じて独自に見守り協定を結ぶ検討をしていきます。

今後も、更に見守り協定の締結先を拡大していきます。

(2) 災害時の体制づくり

災害時、高齢者の安全確保のため関係者への情報伝達や日頃からの避難体制づくりを行います。防災部局と連携等、庁内体制を充実します。

災害時要援護者台帳の更新・整備

「避難行動要支援者」を登録し、データ更新を随時行い、この台帳をもとに、個別避難計画を作成し、災害時避難支援を実行性のあるものにしていきます。

関係部署・機関の連携

福祉関係部署以外の防災・ライフライン関連部署とも連携をとり、避難所の把握等、非常時を想定した準備に努めます。また、災害時の避難施設の確保や、関係機関との連絡体制に関する検討を行います。

救急キットの配布

緊急搬送等、緊急時の高齢者への迅速な対応を図るため、医療情報・緊急連絡先などを記載した「救急キット」を一人暮らし高齢者に随時配布します。

消防署の救急隊とも連携していきます。

2 生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成

地域における高齢者の生活支援サービスについてコーディネートを行う生活支援コーディネーターを養成し、高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を図ります。

生活支援コーディネーターの選定にあたっては、地域福祉活動を行う既存の団体等と共同作業で進めていきます。

今後も、生活支援コーディネーターが円滑に事業へ取り組めるよう、研修や定期的な情報交換の積極的な参加を勧奨するとともに、委託先と検討し実情に応じた養成を行います。

3 認知症高齢者への支援

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、地域支援事業で実施される認知症総合支援事業と一体となり、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。
※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

なお、「認知症施策推進大綱」については、中間年である令和4年に中間評価が行われましたが、「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症カフェを全市町村に普及」は目標未達成項目、「認知症初期集中支援チームにおける訪問実人数」は進捗状況が低調である項目となっています。

（1）認知症高齢者を支えるまちづくり

医療・介護関係者はもちろん、地域においても認知症の方を早期に発見・理解し、支援をしていく必要があります。このためのしくみづくりを進めます。

今後とも、全町民に向けてさらに認知症の知識の普及啓発に努め、認知症になっても地域で暮らせる取り組みを関係者との連携により推進します。

認知症サポーターの養成強化

養成講座を企画し、介護関係者、役場職員、学校教職員・学生から、一般住民まで多くの方が受講し、登録ができるよう努めるとともに、認知症サポーターの再講習や、認知症家族の会合を開くなど、組織化を図ります。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人）	296	91	201

認知症についての周知啓発

認知症サポート医等と連携し認知症カフェを実施するなど、認知症の正しい理解と対応のしかたなどの周知・啓発を図っています。また、認知症に関するプロジェクトや研修等への積極的参加により、認知症に関する相談・指導・啓発する能力の向上を図ります。今後とも、全町民に向けてさらに認知症の知識の普及啓発に努めます。

（２）認知症ケアパスの普及

認知症の方への医療・介護関連機関など関係者への連携を円滑に行い、治療や見守りが行えるようにするため、関係機関と連携し治療や見守りに関する資料をわかりやすくまとめて家族等に提供できるよう認知症ケアパスの普及に努めます。

また、相談などの内容から説明を行い、見直しの必要があれば随時検討して更なる普及につなげていきます。

（３）認知症の早期発見・早期診断による対応

認知症の初期症状が現れた高齢者を、早期に発見し、迅速な対応ができる体制づくりを行います。

認知症機能評価システム機器（タッチエム）をツールとして薬局等で相談会を実施するなど、病院や薬局・金融機関や商店等との連携を図っていますが、今後もより多くの関係機関との連携を強化し、認知症の方の早期発見、早期診断を推進します。

4 高齢者等の権利擁護

高齢者虐待や消費者被害などを防止し、高齢者等の尊厳を保ち、自分らしく日常生活を安心して送れる地域づくりを目指します。

（１）高齢者の虐待防止

虐待の防止に努め、保護が必要な高齢者に対しては適切に対応し、個人の権利擁護のための支援を行います。民生委員・介護支援専門員等に向けての研修や周知活動を通じて、早期発見のネットワークを構築します。

（２）成年後見制度の普及促進

認知症などで、高齢者の判断能力が不十分となった場合など、成年後見制度の利用の支援などを行います。

本町では、成年後見制度利用促進計画を策定しました。今後も、同計画に基づく要綱を作成して中核機関を設置するとともに、個々のケースに対応する体制や地域連携ネットワークの構築を推進します。

（３）消費者被害の防止

1人暮らし高齢者調査の際に特殊詐欺についてのチラシを配布し啓発を行うなど、特殊詐欺等、高齢者の弱みにつけ込んだ消費者被害を未然に防止するため、必要な情報提供などを行います。近年、消費者被害がより悪質になるなか、相談などから関係部署へ円滑に引き継ぐなど、体制の強化による被害防止に努めます。

第5章 生き生きとした健康づくり

高齢者が元気であり続けることは、高齢者自らの幸せな生活だけでなく、医療保険や介護保険などの社会保障制度を健全に運営することにもつながります。高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに進んで参加できるように、成人期からの健康増進事業を推進します。

第1節 保健サービスの充実

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業実施の推進

人生100年時代に生きる現在の高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

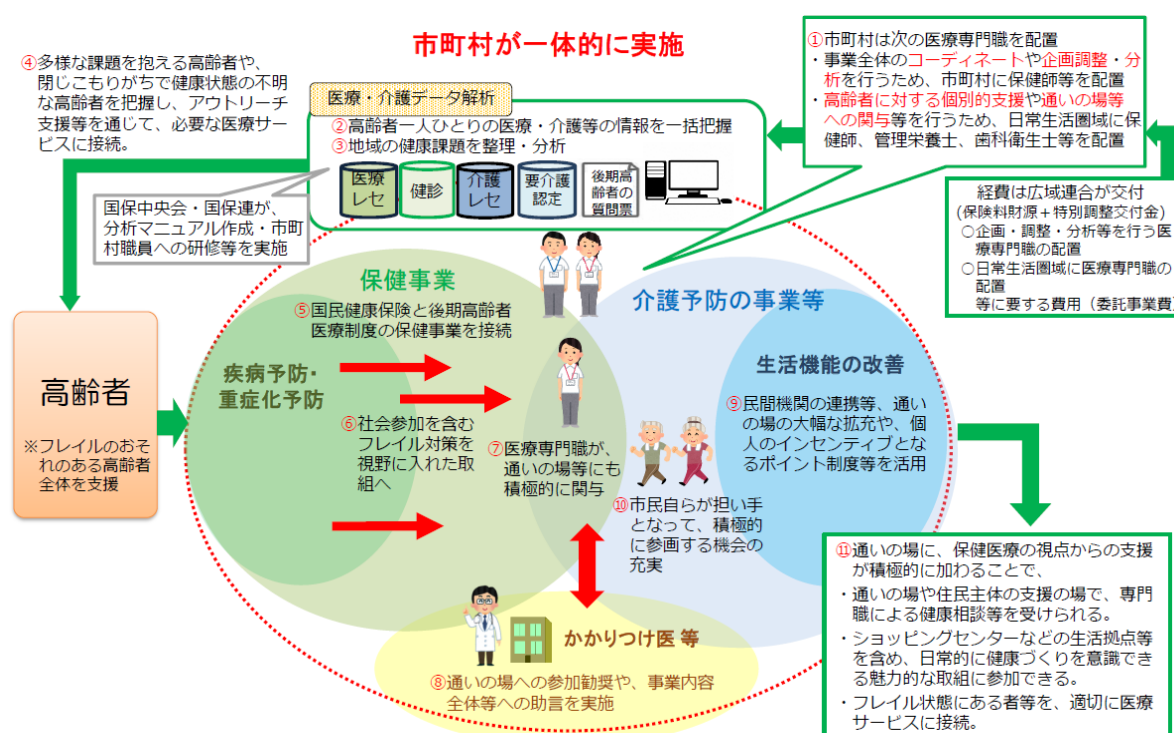
(1) ハイリスクアプローチ

糖尿病性腎症重症化予防及びその他の生活習慣病の重症化予防へ取り組むとともに、健康状態不明者に対して健診の受診勧奨を行いました。対象者の抽出には、後期高齢者健診のデータが必要となりますが、現状では、健診受診率が県平均よりも低いことから、引き続き勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

(2) ポピュレーションアプローチ

通いの場等への積極的な関与（令和4年度：2箇所、令和5年度：2箇所）を行うとともに、専門職（歯科衛生士・リハビリ職・管理栄養士・保健師）によるフレイル予防に取り組んでいます。特定健診・特定保健指導、健康教室、保健指導、地域組織支援等の保健事業と連携し、高齢期以前からの健康づくりを推進します。

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図



2 健康教育・相談・診査の充実

(1) 健康教育

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に実施します。

広報や町のホームページを活用した啓発活動により参加者の拡大を図るとともに、健康教室の実施にあたっては感染症対策に配慮した運営に努めます。

■実績値

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団健康教育	実施回数(回)	20	25	25
	延べ参加人数(人)	438	362	380

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施します。

相談したいときにいつでも相談できる随時相談体制を維持するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、相談体制を充実します。

■実績値

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合健康相談	実施回数(回)	1	1	3
	延べ参加人数(人)	2	2	4
重点健康相談	実施回数(回)	2	3	4
	延べ参加人数(人)	2	4	5
随時健康相談	電話延件数(件)	141	160	180
	面接延件数(件)	276	135	180

(3) 健康診査・検診

特定健康診査等実施計画に基づき、40～74歳の国民健康保険被保険者に対しては、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。今後とも、感染症対策を配慮した健(検)診体制を整備し、健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果を踏まえて効果的な栄養指導、その他の保健指導を行うことにより、生活習慣病や心血管疾患等の発症予防につながる予防対策・保健指導を充実します。

75歳以上(後期高齢者)については、本人の残存能力を落とさないようにするための介護予防や糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査を実施するとともに、健康相談等の機会を提供し健康増進法に基づく相談体制を整えています。

また、国のガイドラインに基づき実施している各種がん検診の受診とその後の精密検査の受診向上にも努めます。

現状では、60～70代の方の受診率は高い一方で、40～50代の受診率は低い傾向に

あります。また生活習慣病の通院歴がありながら健診を受けていない方の割合が一番多くなっています。受診率向上のため、有効な手法を検討し、幅広い対象者への受診勧奨に努めます。

■実績値

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診 *法定報告値	対象者(人)	1,497	1,368	
	受診者(人)	618	593	
	率(%)	41.3	43.3	
後期高齢者健診 *広域連合提供資料値	対象者(人)	1,869	1,837	
	受診者(人)	492	522	
	率(%)	26.5	28.4	
胃がん検診	対象者(人)	2,923	2,893	2,777
	受診者(人)	257	220	193
	率(%)	8.8	7.6	6.9
大腸がん検診	対象者(人)	3,450	3,116	3,069
	受診者(人)	715	705	666
	率(%)	20.7	22.6	21.7
肺がん検診	対象者(人)	25	27	17
	受診者(人)	22	23	16
	率(%)	88.0	85.2	94.1
子宮頸がん検診	対象者(人)	1,199	1,146	2,065
	受診者(人)	173	140	183
	率(%)	14.4	12.2	8.9
乳がん検診	対象者(人)	1,030	995	1,704
	受診者(人)	215	205	215
	率(%)	20.9	20.6	12.6

3 町民への周知・啓発

健康に関する情報を町広報やホームページで提供しています。健康に関する情報だけでなく、多様なニーズやさまざまな生活習慣に対応するため、保健事業の重要な担い手として保健推進員や食生活改善推進員が配置されています。

今後とも、町広報やホームページに健康情報を掲載し、健康に関する情報や健康づくりなどの情報を周知・啓発に努めるとともに、保健推進員や食生活改善推進員に健康情報を提供し、地域への普及を図ります。

第2節 健康度評価事業の推進

超高齢社会に対応する健康づくりの推進にあたり、住民との接点をより多様化した保健事業のあり方について検討する必要があります。

健康づくり推進協議会において保健事業の実績や計画に関する検討・協議を行うとともに、個人単位健康に係る情報を調査・分析し、健康増進に有効的・効率的な各種保健事業のあり方・体制づくり等の再構築を推進します。

第6章 介護予防の推進と支え合いの地域づくり

地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者虐待防止などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えた地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

本町の介護予防・生活支援サービス事業は、①訪問型サービス、②通所型サービス、③介護予防ケアマネジメントで構成され、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施しました。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を模索中であり、今後、なお一層の地域の支え合いの体制づくりの構築が必要です。

今後は、多様なサービス充実に向け、状況に応じて住民主体による地域支え合いの体制づくりを検討します。

2 一般介護予防事業

市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

第8期計画では、サロンへの専門職の派遣や「寄楽ねーかい」、「コグニサイズ」等の健康教室を実施するとともに、住民主体の通いの場を作り、参加者の通いの場が継続しています。さらに、参加機会が減少しないよう教室数の増加にも取り組みます。

また、社会福祉協議会と連携し、他のサロンの充実により人と人とのつながりを通じた地域づくりを継続します。

(1) 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携、民生委員、医療機関からの情報提供等により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方の把握に努めています。

今後も、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識を普及啓発するために広報、講演会、各種教室等を実施します。

1) 介護予防講演会

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	100	100	100

2) コグニサイズ(認知症予防教室)

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	100	110	120

3) フレイル予防講座

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	190	210	230

(3) 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

本町では、介護予防サポーター養成研修において専門職からの介護予防知識の普及啓発を実施するとともに、介護予防サポーターの育成を継続し、地域介護予防活動への参加を促進します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初級 講座実施回数(回)	1	0	1
養成人数(人)	10	0	10
中級 講座実施回数(回)	0	1	0
養成人数(人)	0	10	0

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の介護予防の実施を目指し、介護予防サポーター、住民主体のサロン等へ知識の普及と実技指導を行います。

現在、本町では、住民主導型介護予防の先駆的トレーニングである「鬼石モデル」を導入しています。

今後は、地域リハビリ推進会議への出席を継続するとともに、通所介護事業所へも介護予防知識の普及を行います。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数（回）	5	5	5

第2節 包括的支援事業

包括的支援事業は、「地域包括支援センターの運営」に関する業務と、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「社会保障充実分」に関する業務で構成されます。

1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの要として、また高齢者の生活支援の窓口として、その役割がますます期待されており、高齢者人口に応じた人員体制の強化を図っています。

現状、知名度が低いことが課題であり、町の広報等を活用するだけでなく、病院や薬局にもチラシ等を設置するなど、更なる知名度の向上を図ります。

(1) 総合相談支援業務

総合相談支援は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関または制度の利用につなげる等の支援を行っています。

今後も、地域包括支援センターが身近な相談窓口であることを周知するとともに、様々な相談に応じ、課題の明確化や緊急性を判断して適切な機関・制度・サービスへつなぎ、必要な支援を実施します。

(2) 権利擁護業務

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない事項や適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から地域包括支援センターが中心となって、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行っています。

今後も、成年後見制度などの周知や高齢者虐待の防止に向けた取り組みとともに、権利擁護の推進を図ります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を実施しています。

また、感染症予防対策の観点から、研修会や会議の開催方法について、WEB活用など、必要な配慮を講じます。

介護支援専門員に求められることが多く、対応すべき事案が複雑化しています。引き続きケア会議や研修などを通して介護支援専門員の資質向上に努めるとともに、適切な課題対応に資する情報提供を継続します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員研修会の実施回数（回）	1	1	1
地域ケア会議開催回数（回）	4	4	4

2 社会保障充実分

関係機関との緊密な連携のもと、在宅医療・介護や生活支援体制整備、認知症施策は地域包括ケアシステムの根幹と位置づけ、更なる検討や理解を深める機会と仕組み作りを進めていきます。

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

また、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる下記の4つの場面を意識し、事業に取り組んで参ります。

- ①日常の療養支援は、在宅療養者に対し、医療職とケア職、ケアマネジャーが連携する。
 - ②円滑な自宅退院に向けて、病院スタッフとケアマネジャーが連携する。
 - ③急変時に、在宅関係者と救急関係者（救急隊、救急病院など）が連携する。
 - ④看取り期に、医療職とケア職、ケアマネジャーが連携する。
- 今後も地域での更なる理解や普及について取り組んでいきます。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業担当者会議出席回数	12	12	12

（2）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を目的として、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置と協議体の設置を行います。

今後も、下仁田町社会福祉協議会、各地区社協と協議を重ねて、地域の実情に合わせた協議体の設置や運営を目指すとともに、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を検討します。

1) 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターには、町全域をコーディネートの実施範囲とする「第1層コーディネーター」、日常生活圏域を範囲とする「第2層コーディネーター」、サービス提供主体の活動圏域を範囲とする「第3層コーディネーター」について、地域の実情に応じて設置を検討するとともに、各地域の問題点などを把握し改善に努めます。

2) 協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、町が主体となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置します。

今後は、全地区での第2層協議体の設置を目指します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1層協議体設置数	1	1	1
第2層協議体設置数	3	4	5

(3) 認知症総合支援事業

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるための施策を推進します。

認知症総合支援事業では、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

現状では、家族からの支援に対する同意が得られないケースもあることから、今後も、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の構築や、その運営を支援するチームオレンジコーディネーターに認知症地域支援推進員が兼務することなど、「共生」に向けた体制の整備を検討します。

また、認知症ケアパスの普及とオレンジサポーターの養成を行います。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オレンジサポーター養成数	20	20	20

第3節 任意事業

1 介護給付費適正化事業

サービス計画が、本人の意向に沿ったものとなっているか、また、本人の身体やその他の状況に適したものになっているかなどの確認を行うなど、サービスの適正な利用を推進するため、次の介護給付費適正化事業について、保険者機能の一環として積極的に取り組んでいます。

今後も、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、給付の適正化に取り組めます。

要介護認定については、客観的かつ公平、公正に行い、すべての認定調査の結果について、町職員による内容点検を実施します。介護給付費通知については、発送時期などの工夫を行い、より効果が上がるよう検討します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主要3事業			
認定調査状況チェック	640	640	640
ケアプランの点検	6	6	6
住宅改修等の点検	41	41	41
縦覧点検・医療情報との突合	1748	1748	1748
介護給付費通知	569	569	569

2 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、介護者教室を開催するとともに、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業を実施しています。今後も、認知症を介護する方のカフェの実施や、認知症高齢者見守り事業の申請受付、要介護4・5の方を介護する家族への慰労金の支給を継続して行います。

(1) 介護者教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室として認知症を介護する方のカフェを開催しています。

今後も、介護者教室の開催を継続します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室の開催回数	2	3	3

(2) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行います。平成 28 年に富岡警察署と認知症高齢者の行方不明対策に係る連携協定を締結し、徘徊高齢者等事前登録制度を実施しています。

今後とも、事業を周知し、事前登録の拡大を図ります。

(3) 家族介護継続支援事業（再掲）

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として介護慰労金を支給します。65 歳以上の高齢者で、要介護 4 又は 5 に相当する状態が 1 年以上継続し、在宅で介護している家族に年 8 万円を支給します。今後も有効に利用していただけるよう、制度の周知を図ります。

3 その他の事業

高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要と考えられる次の事業を実施します。

(1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用促進計画に基づき、市町村申立て等による低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行います。

■実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立て（件）	1	1	0
報酬の助成（件）	1	2	3

(2) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び書類を作成した場合の経費の助成を行います。

(3) 認知症サポーター等養成事業

地域や職域・学校において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成します。

今後も、講座修了者を地域活動へつなげるとともに、オレンジサポーターの養成を推進します。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成人数	100	150	200

(4) 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるための地域自立生活支援事業として、栄養改善が必要な高齢者に対し配食サービスなどを実施し安否状況を定期的に把握しており、民生委員からの報告で随時対応し利用につなげています。

今後も、高齢者の栄養改善や見守り機能の改善のために本事業の更なる普及を図るとともに、本事業の実施に合わせ、関係機関との連携を強化するなかで、本事業では対応困難な場合においては成年後見制度利用の検討等を行ってまいります。

第7章 介護基盤の充実したまちづくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、給付の適正化に取り組めます。

第1節 介護サービス提供基盤の整備

本計画期間でのサービス提供基盤の状況は次のとおりとなります。

■サービス提供基盤の状況

	施設数	定員数
地域密着型サービス	5	65
小規模多機能型居宅介護	1	29
認知症対応型共同生活介護	4	36
施設サービス	2	110
介護老人福祉施設	1	70
介護医療院	1	40

第2節 介護保険サービス見込量

1 介護給付等対象サービスの見込量の概要

介護保険の保険給付（サービス）には、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付があり、本計画期間及び令和22年度のサービス見込量は次のとおりです。

■介護予防サービス

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	5,470	5,477	5,477	4,658
	回数（回）	132	132	132	111.0
	人数（人）	12	12	12	10
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	845	846	846	846
	回数（回）	25	25	25	24.8
	人数（人）	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	75	76	76	76
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	8,851	8,862	8,862	7,588
	人数（人）	19	19	19	16
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	275	275	275	275
	日数（日）	3	3	3	3.4
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	3,720	3,720	3,655	3,096
	人数（人）	47	47	46	39
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費（千円）	536	536	536	536
	人数（人）	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	5,040	5,046	5,046	5,046
	人数（人）	5	5	5	5
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費（千円）	3,329	3,220	3,220	2,825
	人数（人）	59	57	57	50
合計	給付費（千円）	28,141	28,058	27,993	24,946

■介護サービス（居宅サービス）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費（千円）	18,355	18,378	18,378	16,731
	回数（回）	482	482	482	441.0
	人数（人）	37	37	37	33
訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
訪問看護	給付費（千円）	7,344	7,354	7,354	6,212
	回数（回）	114	114	114	96.4
	人数（人）	20	20	20	17
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	1,580	1,582	1,582	1,280
	回数（回）	46	46	46	37.3
	人数（人）	5	5	5	4
居宅療養管理指導	給付費（千円）	2,667	2,670	2,670	2,394
	回数（回）	29	29	29	26
	人数（人）	29	29	29	26
通所介護	給付費（千円）	144,885	142,743	140,178	128,516
	回数（回）	1,628	1,607	1,580	1,437.8
	人数（人）	115	114	112	102
通所リハビリテーション	給付費（千円）	21,124	21,151	21,151	17,382
	回数（回）	228	228	228	187.2
	人数（人）	29	29	29	24
短期入所生活介護	給付費（千円）	10,844	10,858	10,858	9,871
	日数（日）	117	117	117	104.7
	人数（人）	12	12	12	11
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	10,780	10,793	10,793	10,793
	日数（日）	99	99	99	99.3
	人数（人）	8	8	8	8
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	18,288	18,038	17,871	16,088
	回数（回）	112	111	110	99
	人数（人）	2	2	2	2
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	731	731	731	731
	回数（回）	2	2	2	2
	人数（人）	1	1	1	1
住宅改修費	給付費（千円）	1,627	1,627	1,627	1,627
	回数（回）	1	1	1	1
	人数（人）	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	23,183	23,212	23,212	23,212
	回数（回）	10	10	10	10
	人数（人）	10	10	10	10

■介護サービス（地域密着型サービス及び施設サービス）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	15,633	15,653	15,653	13,821	
	回数(回)	162	162	162	141.4	
	人数(人)	8	8	8	7	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	40,787	40,839	40,839	35,353	
	人数(人)	15	15	15	13	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	124,922	125,080	125,080	125,080	
	人数(人)	40	40	40	40	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	301,286	301,667	301,667	301,667	
	人数(人)	95	95	95	95	
介護老人保健施設	給付費(千円)	191,921	192,164	192,164	192,164	
	人数(人)	57	57	57	57	
介護医療院	給付費(千円)	121,448	121,602	121,602	121,602	
	人数(人)	29	29	29	29	
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
(4) 居宅介護支援						
	給付費(千円)	29,506	29,513	28,966	26,245	
	人数(人)	166	166	163	147	
合計			1,086,911	1,085,655	1,082,376	1,050,769

2 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護員や介護福祉士が要支援・要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要なサポートを行うサービスです。

予防給付はなく、要支援者へのサービスは介護予防・日常生活支援総合事業で提供されます。

本事業の提供事業者は、町内に2拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、計画値を下回る実績値となっています。

これを踏まえながら、在宅介護の主要サービスであることを勘案して、第9期最終年度である令和8年度のサービス量を482回/月、37人/月と見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	38	38	37	37	37	37
利用回数(回)	541	468	482	482	482	482
利用回数 計画値(回)	684	684	684			
対計画比	79.1%	68.4%	70.5%			

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があり、第8期計画期間では、令和3年度及び令和4年度にごくわずかの利用実績があるのみで、令和5年度は利用がありません。

これを踏まえ、第9期ではサービス量を見込んでいませんが、必要に応じ、対応します。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値(回)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数(人)	1	0	0	0	0	0
	利用回数(回)	2	1	0	0	0	0
	利用回数 計画値(回)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、訪問看護が必要と主治医が認めた要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

本事業の提供事業者は、町内に1拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、予防給付が計画値を上回り、介護給付が計画値を下回る利用実績となっています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付132回/月、12人/月、介護給付114回/月、20人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	10	12	12	12	12	12
	利用回数(回)	103	108	132	132	132	132
	利用回数 計画値(回)	90	90	90			
	対計画比	114.4%	120.0%	146.7%			
介 護 給 付	利用人数(人)	13	13	20	20	20	20
	利用回数(回)	125	105	114	114	114	114
	利用回数 計画値(回)	158	158	158			
	対計画比	79.1%	66.5%	72.2%			

(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院及び介護老人保健施設の理学療法士等が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、要支援・要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、予防給付、介護給付ともに、計画値を上回る実績値となっています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付 25 回/月、3 人/月、介護給付 46 回/月、5 人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1 か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	4	4	3	3	3	3
	利用回数(回)	17	25	25	25	25	25
	利用回数 計画値(回)	14	14	14			
	対計画比	121.4%	178.6%	178.6%			
介 護 給 付	利用人数(人)	8	7	5	5	5	5
	利用回数(回)	54	51	46	46	46	46
	利用回数 計画値(回)	32	32	32			
	対計画比	168.8%	159.4%	143.8%			

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要支援・要介護者に対して、病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、看護師や薬局の薬剤師が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等のサービスです。

本事業の提供事業者は、町内及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、介護給付は計画値を大きく上回る実績値となっています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付1人/月、介護給付29人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	1	2	1	1	1	1
	利用人数 計画値(人)	2	2	2			
	対計画比	50.0%	100.0%	50.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	32	31	29	29	29	29
	利用人数 計画値(人)	19	19	19			
	対計画比	168.4%	163.2%	152.6%			

(6) 通所介護

通所介護は、要支援・要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴や排せつ、食事の提供等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

予防給付はなく、要支援者へのサービスは介護予防・日常生活支援総合事業で提供されます。

本事業の提供事業者は、町内に5拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、計画値を下回る実績値となっています。

利用実績は減少傾向にありますが、従来から利用ニーズの高い在宅介護の主要サービスであることを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、1,580回/月、112人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

	実 績			計 画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	118	119	117	115	114	112
利用回数(回)	1,868	1,649	1,657	1,628	1,607	1,580
利用回数 計画値(回)	2,176	2,176	2,176			
対計画比	85.8%	75.8%	76.1%			

(7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設等に通所して、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士等によるリハビリなどのサービスを受けるものです。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、計画値を下回る実績値であり、利用減少の傾向で推移しています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付19人/月、介護給付228回/月、29人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	29	23	19	19	19	19
	利用人数 計画値(人)	28	28	28			
	対計画比	103.6%	82.1%	67.9%			
介 護 給 付	利用人数(人)	38	35	29	29	29	29
	利用回数(回)	351	268	228	228	228	228
	利用回数 計画値(回)	503	503	503			
	対計画比	69.8%	53.3%	45.3%			

(8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要支援・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所して、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。対象者は、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要支援・要介護者となります。

本事業の提供事業者は、町内に1拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、予防給付のサービス利用量はなくなり、介護給付は計画値を下回る実績値となり、減少傾向で推移しています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付は3日/月、1人/月、介護給付は117日/月、12人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	1	0	1	1	1	1
	利用日数(日)	12	1	3	3	3	3
	利用日数 計画値(日)	9	9	9			
	対計画比	133.3%	11.1%	33.3%			
介 護 給 付	利用人数(人)	18	15	12	12	12	12
	利用日数(日)	148	119	117	117	117	117
	利用日数 計画値(日)	215	215	215			
	対計画比	68.8%	55.3%	54.4%			

（９）短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

本事業の提供事業者は、町内及び町外の拠点にサービス供給基盤があります。

第８期計画期間では、予防給付のサービス利用量はなくなり、介護給付は計画値を下回っているものの実績は年々増加傾向にあります。

これを踏まえ、第９期最終年度である令和８年度のサービス量は、予防給付は見込まず、介護給付 99 日/月、8 人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(１か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
予 防 給 付	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（日）	1	1	0	0	0	0
	利用日数 計画値（日）	7	7	7			
	対計画比	14.3%	14.3%	0.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	5	7	8	8	8	8
	利用日数（日）	40	58	99	99	99	99
	利用日数 計画値（日）	128	128	128			
	対計画比	31.3%	45.3%	77.3%			

(10) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助け、機能訓練や介護者の負担軽減のための福祉用具を貸与するサービスです。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、予防給付は計画値を上回る実績値で、利用増加の傾向にありますが、介護給付は計画値を下回る実績値で、利用減少で推移しています。

これを踏まえ、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付46人/月、介護給付110人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	35	46	47	47	47	46
	利用人数 計画値(人)	31	31	31			
	対計画比	112.9%	148.4%	151.6%			
介 護 給 付	利用人数(人)	130	124	120	112	111	110
	利用人数 計画値(人)	147	147	147			
	対計画比	88.4%	84.4%	81.6%			

(11) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具の中には、利用者の肌に触れて使用する入浴用や排せつ用の用具のように、他人が使用した物を使うには抵抗感がある、あるいは、使用した結果として品質が劣化して再度の利用に適さない用具があります。このような福祉用具については、特定福祉用具として、貸与（レンタル）ではなく購入費の支給の形で介護保険の給付対象としています。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、ごくわずかのサービス利用量となっています。

今後も同程度の利用量で推移するものと想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付は見込まず、介護給付2人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数（人）	1	2	0	0	0	0
	利用人数 計画値（人）	1	1	1			
	対計画比	100.0%	200.0%	-			
介 護 給 付	利用人数（人）	1	2	2	2	2	2
	利用人数 計画値（人）	2	2	2			
	対計画比	50.0%	100.0%	100.0%			

(12) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

住宅改修費は、要支援・要介護者が家の中で移動に支障を来すことになる床の段差解消等を行い、からだの機能が衰えても居宅での生活に支障がないようにする住宅改修の費用を支給します。

第8期計画期間では、ごくわずかのサービス利用量となっています。

今後も同様に推移するものと想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付1人/月、介護給付1人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	2	2	1	1	1	1
	利用人数 計画値(人)	1	1	1			
	対計画比	200.0%	200.0%	100.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	利用人数 計画値(人)	1	1	1			
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

(13) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が指定基準を満たし、群馬県介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内において指定を受けることにより特定施設入居者生活介護事業所となります。

特定施設入居者生活介護は、入居する要介護者等に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活ができるようにするものです。

第8期計画期間では、予防給付が増加傾向で推移しています。

今後も同程度の利用量で推移するものと想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、予防給付5人/月、介護給付10人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	1	2	5	5	5	5
	利用人数 計画値(人)	4	4	4			
	対計画比	25.0%	50.0%	125.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	7	10	10	10	10	10
	利用人数 計画値(人)	16	16	16			
	対計画比	43.8%	62.5%	62.5%			

3 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるサービスであり、原則として下仁田町の住民のみが利用でき、下仁田町が指定・指導監督の権限を持ちます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護の提供事業者については、町内にサービス供給基盤がないことから、第9期計画期間の利用を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向及び近隣自治体の動向と連携可能性等を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

(1) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援・要介護になっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支えるため、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、利用者の心身の状況や希望を踏まえて、「通い」サービスを中心として、随時「訪問」サービス、「泊まり」サービスを組み合わせて提供するサービスです。

本事業の提供事業者は、町内に1拠点サービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、予防給付の利用実績はなく、介護給付は計画値を下回る実績値となっています。

今後も横ばいでの推移を想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付15人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用人数 計画値(人)	1	1	1			
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	17	15	15	15	15	15
	利用人数 計画値(人)	24	24	24			
	対計画比	70.8%	62.5%	62.5%			

(2) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

本事業の提供事業者は、町内に4拠点のサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、介護給付はサービス利用量が減少傾向の推移となっています。予防給付は利用実績がありません。

今後も横ばいでの推移を想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付40人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数(人)	1	0	0	0	0	0
	利用人数 計画値(人)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数(人)	44	43	40	40	40	40
	利用人数 計画値(人)	43	43	43			
	対計画比	102.3%	100.0%	93.0%			

(3) 地域密着型通所介護

老人デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス及び機能訓練をいいます。ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます。

利用対象者は、居宅で生活を送る要介護認定者です。

本事業の提供事業者は、町内にサービス供給基盤はありませんが、第8期計画期間では、隣接市の事業者での利用があり、実績は増加傾向で推移しています。

第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付162回/月、8人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用人数(人)	6	6	8	8	8	8
	利用回数(回)	139	143	162	162	162	162
	利用回数 計画値(回)	186	186	186			
	対計画比	74.7%	76.9%	87.1%			

4 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

特別養護老人ホームのうち入所定員 30 人以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、①入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話、②機能訓練、③健康管理、④療養上の世話を行うことを目的とした施設です。新規入所者は、基本的に要介護3以上の人になります。

本事業の提供事業者は、町内に1拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、利用者がやや増加しています。

今後も横ばいでの推移を想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付95人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用人数(人)	90	94	95	95	95	95
	利用人数 計画値(人)	97	97	97			
	対計画比	92.8%	96.9%	97.9%			

(2) 介護老人保健施設

要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、①看護、②医学的管理下での介護、③機能訓練等の必要な医療、④日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。入所対象者は、病状が安定期にあり在宅生活への復帰をめざしてサービスが提供されます。在宅での生活ができるかどうかを定期的に検討して記録し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等と密接に連携します。

本事業の提供事業者は、町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、令和5年度に利用が増加しました。

今後も横ばいでの推移を想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付57人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用人数(人)	54	53	57	57	57	57
	利用人数 計画値(人)	57	57	57			
	対計画比	94.7%	93.0%	100.0%			

(3) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

本事業の提供事業者は、下仁田厚生病院の療養病床が転換した町内の1拠点及び町外にサービス供給基盤があります。

第8期計画期間では、令和5年度に利用が減少しました。

今後も横ばいでの推移を想定し、第9期最終年度である令和8年度のサービス量は、介護給付29人/月を見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用人数(人)	37	42	29	29	29	29
	利用人数 計画値(人)	40	40	40			
	対計画比	92.5%	105.0%	72.5%			

5 居宅介護支援／介護予防支援（ケアプラン作成）

在宅の要介護者等についてのケアマネジメントです。居宅サービスや地域密着型サービス、および居宅で日常生活を営むために必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるように、①居宅（介護予防）サービス計画を作成するとともに、②計画にもとづくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整等を行い、③施設への入所が必要な場合は紹介等を行います。ケアプランの相談・作成は、全額を介護保険が負担しますので、利用者に自己負担はありません。

居宅介護支援事業は、町内に5拠点及び町外にサービス供給基盤があります。介護予防支援事業は、下仁田町地域包括支援センター1拠点です。

第8期計画期間では、予防給付は計画値を上回る実績値、介護給付は計画値を下回る実績値となっています。

今後想定される認定者数を踏まえながら、在宅介護を支える基礎的なサービスであることを勘案して、第9期最終年度の令和8年度のサービス量を、予防給付57人/月、介護給付163人/月と見込みました。

○サービスの利用実績と見込み

（1か月当たり）

		実 績			計 画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 防 給 付	利用人数（人）	61	65	59	59	57	57
	利用人数 計画値（人）	51	51	51			
	対計画比	119.6%	127.5%	115.7%			
介 護 給 付	利用人数（人）	191	189	175	166	166	163
	利用人数 計画値（人）	217	217	217			
	対計画比	88.0%	87.1%	80.6%			

第3節 サービス見込量を確保するための方策

1 居宅介護サービス

訪問介護等の訪問系サービス及び通所介護等の通所系サービスは、民間企業をはじめとする多様な事業主体の参入により、サービスの供給量が確保されており、今後も必要なサービスの量が確保されるものと判断しました。

さらに、介護系サービスと医療系サービスの連携等サービスの質の確保が図られるよう、事業者・医療機関等へ支援を行います。

他のサービスについても、引き続き、利用ニーズの動向を注視し、必要な場合には新規事業者の参入を促進するなど、町内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスの事業者指定は町で行うため、町が定める設置基準、運営基準、人員基準等についての情報提供・相談対応等を行います。

今後とも、利用者ニーズの動向及び町内や近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、次期計画での基盤整備に向けた検討を行います。

3 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の介護保険施設については、要望等を把握しながら適正なサービス提供に努めていきます。

4 災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等で策定している非常災害に関する具体的な計画等を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路を共有します。

5 感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、感染症発生時の介護の対応訓練を行うとともに、定期的な指導等を通して、保険者及び介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たり、感染症発生時においてもサービスを継続するための対策を図ります。

第4節 保険料の算定

1 標準給付費見込額

介護保険の給付のために必要な費用は、利用者の負担を除いた介護給付費及び予防給付費、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加え、合計した額（標準給付費見込額）となります。

第9期の標準給付費は、次のとおり各年度 11 億 9 千万円台で推移し、3 年間の合計では約 35 億 9 千万円と見込まれます。

○各年度の標準給付費見込額 (円。審査支払手数料支払件数のみ件)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,115,052,000	1,113,713,000	1,110,369,000	3,339,134,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	47,950,468	47,849,493	47,364,532	143,164,493
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	32,179,947	32,115,963	31,790,463	96,086,373
高額医療合算介護サービス費等 給付額	2,997,434	2,987,341	2,957,064	8,941,839
算定対象審査支払手数料	699,900	697,500	690,480	2,087,880
審査支払手数料支払件数	11,665	11,625	11,508	34,798
標準給付費見込額	1,198,879,749	1,197,363,297	1,193,171,539	3,589,414,585

2 地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の見込額は次のとおりとなります。

○各年度の地域支援事業費見込額 (円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	74,031,704	69,519,691	68,505,405	212,056,800
介護予防・日常生活支援 総合事業	64,716,000	60,239,199	59,272,862	184,228,061
包括的支援事業及び任意事 業費	2,491,104	2,455,892	2,407,943	7,354,939
包括的支援事業（社会保 障充実分）	6,824,600	6,824,600	6,824,600	20,473,800

3 保険料額の算定

第1号被保険者の保険料は、標準給付見込額及び地域支援事業費から、次の手順で算出されます。

第1号被保険者の保険料額は、下表の通り月額5,850円と算定されます。

○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	3,589,414,585 円
B	地域支援事業費	212,056,800 円
C	第1号被保険者負担分(23%) $(A + B) \times 23\%$	874,338,419 円
D	調整交付金相当額	188,682,132 円
E	調整交付金見込額	332,485,000 円
F	準備基金取崩額	60,800,000 円
G	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	9,000,000 円
H	保険料収納必要額 $C + D - E - F - G$	660,735,551 円
I	予定保険料収納率	99.40 %
J	弾力化をした所得段階別加入割合補正後被保険者数	9,469 人
K	保険料見込額(年額) $H \div I \div J$	70,200 円
L	保険料見込額(月額) $K \div 12$	5,850 円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

4 所得段階別保険料

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料基準月額は5,850円で、基準年間保険料は70,200円となります。

所得区分別保険料（年額）は、次のとおりです。

段階 (乗率)	対象者	上段：年額 下段：月平均
第1段階 (0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	20,000円 1,667円
第2段階 (0.485)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	34,000円 2,837円
第3段階 (0.685)	世帯全員が町民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	48,000円 4,007円
第4段階 (0.90)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円以下	63,100円 5,265円
第5段階 (1.00)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円超	(基準額) 70,200円 5,850円
第6段階 (1.20)	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	84,200円 7,020円
第7段階 (1.30)	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	91,200円 7,605円
第8段階 (1.50)	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	105,300円 8,775円
第9段階 (1.70)	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上420万円未満	119,300円 9,945円
第10段階 (1.90)	本人が町民税課税かつ合計所得420万円以上520万円未満	133,300円 11,115円
第11段階 (2.10)	本人が町民税課税かつ合計所得520万円以上620万円未満	147,400円 12,285円
第12段階 (2.30)	本人が町民税課税かつ合計所得620万円以上720万円未満	161,400円 13,455円
第13段階 (2.40)	本人が町民税課税かつ合計所得720万円以上	168,400円 14,040円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

第5節 サービスの円滑な提供を図るための事業

1 被保険者等への制度の周知

介護サービスによる要介護及び要支援者の自立支援、状態改善並びに介護する方の負担を軽減することが介護保険制度の主な目的です。町の広報で情報発信を行うとともに、介護保険パンフレットの配布を行うなどして要支援、要介護者への情報提供を推進します。

2 円滑な提供体制の整備

指定居宅介護支援事業者が指定居宅サービスおよび指定地域密着型サービス事業者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、関係事業者に関する情報提供や関係事業者相互間の情報交換のための体制整備等、事業者相互間の連携の確保に関する事業、その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事項を定めます。

また、介護給付等対象サービスの適切な利用および提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供並びに相談および支援を適切に行うことができる体制の整備に関する事業を盛り込んでいきます。

3 介護サービスの質的向上と業務効率化の取組

介護保険制度を円滑かつ安定的に推進するためには、十分な介護保険サービスの供給体制を確保するとともに、介護サービスの質的向上を図る必要があります。介護サービス事業者においては、従業者のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を目指し、利用者の要望や苦情に適切に対応するよう指導するとともに、マンパワーの削減に資する事業者の業務効率化に向けた取組等についての支援を継続的に検討します。

4 低所得者に対する負担軽減

低所得者の保険料負担軽減を図るため、公費による保険料軽減が実施されています。また、低所得者の利用負担軽減を図るため、短期入所を含む介護保険施設入所に要する居住費及び食費への補足給付や、社会福祉法人による減額制度を引き続き実施します。

5 相談・苦情の対応

介護保険事業を円滑に実施するためには、町民が気軽に相談や苦情の申立てができる環境整備および迅速に対応できる体制を確立する必要があります。本町では、福祉課を中心として対応し、利用者の疑問や不満・苦情について、高齢者が理解しやすい説明を心がけ、親切かつ的確に対応します。

6 介護保険指定事業者への適正な指導・監督

地域密着型サービスに係る事業者の指定にあたっては、適正な指定事務の執行に努めます。また、地域密着型サービスに係る指定事業者の指導・監督にあたっては、関係法令の遵守は当然のこととして、利用者の立場に立ったサービス提供が行われるよう適切な指導・監督を実施します。

7 介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステムの深化・推進にむけては、医療、介護サービスの情報に加え、町が設置する地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、地域で共有される資源として広く住民へ周知を図ることが重要となります。厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進するため、パンフレット等にそのアクセス方法を明記するなど、積極的な情報発信に努めます。

8 介護保険料の収納率の向上対策の推進

社会保険方式を採る介護保険制度は、保険料を収納し、それを財源の一部とするため、安定的に歳入を確保し、健全な財政を維持することが求められるとともに、被保険者間における負担の公平性を確保する観点からも、収納率の向上が必要となります。

介護保険制度の趣旨について、広報活動等を通じ、より一層の周知・啓発を進めるとともに、保険料徴収体制の確立、口座振替の推進など、さらなる収納率の向上を目指します。また、保険料滞納者については納税相談を行い、滞納の原因など、現状を的確に把握するとともに制度への理解を求め、滞納の解消に努めます。

9 福祉・介護人材の育成

介護ニーズの増大が今後も見込まれる一方、介護職を目指す学生の減少や離職者の増加など、福祉・介護人材の確保や定着が喫緊の課題となっています。

福祉・介護人材の確保については、職場環境の改善など、事業者の取り組みを推進するとともに限られた人材を地域全体で確保する方策を検討します。

また、福祉・介護の現場において、職員の意欲向上を促すとともに、人材の確保及び処遇の改善に向け、関係機関との連携を図りながら施策を検討します。

第8章 生きがいのある福祉のまちづくり

生きがいにあふれた地域づくりを実現するために、積極的に社会参加や学習・健康づくり活動、さらにはボランティア活動等に参加することができるよう、多様な社会参加機会の提供に努め、活力ある地域社会が形成されるよう取り組んでいきます。

第1節 生きがいづくりの推進

1 社会参加の促進

高齢者は健康づくりや社会貢献、生きがいづくり等から地域や社会への高い参加意識を持っています。関係機関と連携し、高齢者の知識、経験を生かしながら地域や社会へ積極的に参加できるよう環境を整備します。

また、社会貢献活動などを通じて体を動かしたり生きがいを持ったりすることで要介護状態や閉じこもり防止等の効果を期待します。

2 ボランティア活動基盤の整備

介護予防サポーターをはじめ、ボランティア活動に対する興味や関心を持っている高齢者が多く、他の高齢者の生活を支えるさまざまなサービスの担い手として活躍する場も増えています。

今後も、高齢者のボランティア活動を支援するための情報提供等、ボランティア活動への参加を促進します。

第2節 仲間づくりの推進

1 老人クラブ活動

老人クラブの活動は、社会奉仕活動や生きがいを高める活動として期待されています。各種活動や健康づくりを目的として老人クラブによるグラウンドゴルフ等のスポーツ大会や各種研修等を行っています。

今後も、老人クラブ事務局と連携しながら、各団体を中心とした高齢者相互の協力・連携による仲間づくりや元気高齢者の育成を図ります。

■目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	2	2	2
会員数（人）	121	121	120

第9章 計画を推進するための体制づくり

安心できる地域ケアの実現にむけて、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、町民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。また、各年度において計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

第1節 庁内体制の充実

保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携のもとに適切な対応を図ります。

第2節 相談窓口サービスの充実

地域包括支援センターにおいて、介護者の悩みや不安を解消するための相談や情報提供を行っています。

また、町の窓口でも随時相談を受け付けるなど町民からのさまざまな相談に対し、速やかに対応できる体制を確立しました。さらに、介護保険制度に関するパンフレット、広報紙、町のホームページなどの媒体を広く活用して介護保険に関する情報を提供し、さまざまなサービス内容の周知とその利用についての広報活動を推進します。

第3節 計画の達成状況の点検および評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、各年度においてその達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施していきます。

この場合においては、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているかなどの介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ評価するための項目を設定していきます。

1 進捗管理

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況やサービスの利用状況等を定期的に把握するとともに、町民に公表し、計画策定と同様に町民の意見を反映させていくことが重要になります。

そのため、毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や町民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進にむけて適切な見直しを行っていきます。

2 事業の評価・点検

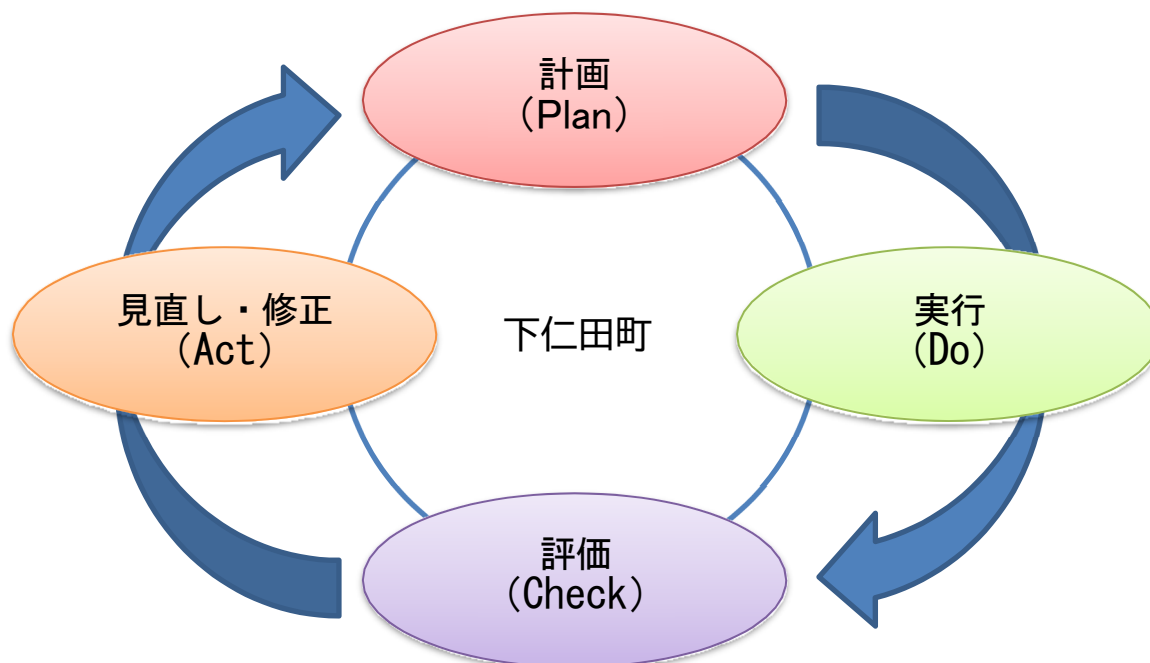
計画の効果的な実施を進めるためには、計画に定めた内容について、PDCAの管理サイクル（次頁図参照）による継続的な調査と点検、評価が必要です。

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、寝たきりの高齢者や認知症高齢者等介護を要する高齢者の人数を適宜、把握するとともに、施設サービスや居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらには

サービス事業者の事業に関する意向等を確認しながら、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービスの利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者が満足するサービスの提供がなされているかなど豊かな暮らしを育む視点から施策評価を行い、事業の改善を進め、適正な運用をめざします。

■点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）



資 料 編

- 1 計画策定の経緯
- 2 下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画策定懇談会設置要綱

1 計画策定の経緯

■下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画策定懇談会

回数	日程等	協議事項等
第1回	令和5年11月9日（木） （下仁田町役場 302 会議室）	1. 下仁田町日常生活圏域ニーズ調査報告について 2. 第9期（令和6～8年度）高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について 3. 今後の予定
第2回	令和6年2月2日（金） （下仁田町役場 201 会議室）	1. 第9期高齢者福祉計画及び介護保健事業計画について 2. その他

■下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施

内容	詳細等
意見募集期間	令和6年2月15日（木）から令和6年3月1日（金）まで
内容	町民の皆様の声を反映させ、計画をより充実したものにするため、策定中の計画の素案を公開し皆様からの意見や提案を募集
計画素案閲覧方法	役場福祉課窓口、町HP
意見等提出方法	直接持参、郵送又は電子メール （郵送の場合3月1日の消印まで有効）
提出された意見の取扱い	事務局で検討

2 下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画策定懇談会 設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により策定する下仁田町高齢者福祉計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により策定する下仁田町介護保険事業計画について、被保険者の意見を反映させると共に、必要な事項を総合的に協議検討するための下仁田町高齢者福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 下仁田町高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 下仁田町介護保険事業計画に関する事項
- (3) 前2号の計画の作成に関し、必要な技術的助言及び指導に関する事項
- (4) その他第1号及び第2号の計画の策定に関し、必要な事項

(組 織)

第4条 懇談会には、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 懇談会は、会長が召集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 懇談会は、必要に応じて事案に関係する者を出席させることができる。

5 懇談会は、必要に応じて随時開催するものとする。

(任 期)

第5条 懇談会の任期は、令和6年3月31日までとする。

(庶 務)

第6条 懇談会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別 表

選 出 区 分 等	定 数
下仁田町議会社会経済常任委員会の委員	1
下仁田町民生児童委員協議会の委員	1
医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネージャー	1
下仁田町社会福祉協議会の役員	1
指 定 事 業 者	2
下 仁 田 町 区 長 会	1
下 仁 田 町 保 健 推 進 員	1
ボ ラ ン テ ィ ア 団 体	1
下 仁 田 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	1
下 仁 田 町 更 生 保 護 女 性 会	1
下 仁 田 町 商 工 会	1

第9期（令和6～8年度）
下仁田町高齢者福祉計画及び
下仁田町介護保険事業計画

発 行 令和6年3月
企画・編集 下仁田町（福祉課）
〒370-2601
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682
電話：0274-82-2111（代）